

三原市人権教育・啓発基本計画

～差別のない、自分らしく生きることのできるまちをめざして～

令和7（2025）年4月

三原市

あいさつ

昭和 23（1948）年に国連総会において「世界人権宣言」が採択されてから 77 年が経過し、この間国連を中心に、人権を確立する様々な取組が行われました。また平成 27（2015）年に国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDG s）」においては、令和 12（2030）年までに達成する国際目標として、貧困やジェンダー平等などが掲げられ、それら 17 の開発目標は、すべての人の人権を尊重することが基本となって構成されています。

わが国においては、平成 12（2000）年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、本市においても平成 17（2005）年に「三原市人権教育・啓発推進計画」を策定し、この計画に基づき市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて人権施策を推し進めてきました。

しかしながら、「人権の世紀」といわれ、さまざまな取組が行われている 21 世紀の今日においても、今もなお、同和問題をはじめとした多くの人権課題が存在し、また、情報化や社会状況の急激な変化に伴う、新たな人権課題も顕在化しています。

本市では、こうしたなか、人権を尊重するまちづくりの礎として、令和 5（2023）年 10 月に「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」を施行しました。

この条例に基づき、従来の「三原市人権教育・啓発推進計画」から、「三原市人権教育・啓発基本計画」に移行し、すべての市民が差別のない、自分らしく生きることができる誰一人として取り残さない安心して暮らせるまちづくりを積極的に推進してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

令和 7（2025）年 4 月

三原市長 岡田 吉弘

目次

●あいさつ

●すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例

(令和5(2023)年10月1日施行 条例第26号)

●三原市人権教育・啓発基本計画

はじめに	1
第1章 人権教育・啓発基本計画の考え方	2
1 三原市人権教育・啓発基本計画の策定	2
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 基本理念	2
(3) 基本目標	2
2 基本計画策定の背景と経緯	2
(1) 国際的動向	2
(2) 国・県の動向	3
(3) 本市の取組	4
3 人権教育・啓発の基本的な考え方	4
4 人権教育・啓発の推進の基本的な姿勢	4
第2章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	5
1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進	5
(1) 家庭における人権教育	5
(2) 地域における人権教育・啓発	5
(3) 学習機会の充実	5
(4) 指導者の養成	5
2 学校における人権教育の推進	6
(1) あらゆる教育活動を通じた人権教育	6
(2) 教育に携わる人たちの資質向上を図る研修の充実	6
(3) 家庭・地域との連携	6
3 事業者等における人権教育・啓発の推進	6
4 人権問題に係わる相談体制の整備	7
第3章 個別重要課題への対応	8
1 女性	8
(1) 現状と課題	8

(2) 施策の方向	9
ア 男女共同参画社会の促進	9
イ 女性に対する暴力根絶	9
ウ 女性活躍の推進	9
2 子ども	10
(1) 現状と課題	10
(2) 施策の方向	11
ア 子どもの権利の保障	11
イ いじめ問題の解決	11
ウ 児童虐待の根絶	11
エ 子どもの健全育成	11
オ 子どもの貧困対策	12
3 高齢者	12
(1) 現状と課題	12
(2) 施策の方向	13
ア 高齢者の社会参加の推進	13
イ 地域生活を支える支援体制の充実	13
ウ 認知症施策の推進	13
エ 権利擁護の推進	13
4 障害者	13
(1) 現状と課題	13
(2) 施策の方向	14
ア 理解を促進し権利擁護を推進する	14
イ 生活支援体制を充実する	14
ウ 自立と社会参加を促進する	14
エ 安全・安心なまちづくりを推進する	15
オ 障害者差別解消法の周知	15
5 同和問題	15
(1) 現状と課題	15
(2) 施策の方向	16
ア 実態の把握	16
イ 啓発活動の推進	16
ウ 人権教育の充実	17
エ 人権文化センター活動の推進	17
オ 差別事件発生時の対応	17
6 アイヌの人々	18

(1) 現状と課題	18
(2) 施策の方向	18
7 外国人	18
(1) 現状と課題	18
(2) 施策の方向	19
ア 国際理解の促進	19
イ 外国人への情報提供の充実	19
8 感染症に関連した偏見や差別（HIV感染者・ハンセン病患者等）	19
(1) 現状と課題	19
ア HIV感染者等	19
イ ハンセン病患者等	20
ウ 新型コロナウイルス感染症	20
(2) 施策の方向	20
9 インターネットによる人権侵害	20
(1) 現状と課題	20
(2) 施策の方向	21
10 性的指向及び性自認	21
(1) 現状と課題	21
(2) 施策の方向	22
11 犯罪被害者等	22
(1) 現状と課題	22
(2) 施策の方向	22
12 さまざまな人権をめぐる問題	23
第4章 計画の推進	23
1 基本計画推進体制について	23
2 国・県及び関係団体との連携	23
3 基本計画の期間	23
用語の解説	24

注) 文中の用語への「※●（●は番号）」は、用語の解説で説明しています。

資料

すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例

令和5年10月1日施行

条例第26号

人権とは、誰もが生まれながらに持つ、人間が人間らしく自身の意思で生きていくための誰からも侵されることのない基本的な権利で、私たちの先人たちが築いてきたとても大切な財産です。

日本国憲法では、基本的人権は、侵すことのできない永久の権利であり、すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないことを定めています。また、世界人権宣言は、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であることをうたっており、これらはともに人類普遍の原理です。

しかしながら、私たちが暮らしている社会には、今もなお、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的指向・性自認等の人権課題が存在し、加えて、情報化の進展に伴い、新たな媒体を介しての差別を助長する掲示や誹謗中傷などが顕在化しています。

私たちは、どんな理由があっても、誰かを差別したり、傷つけたり、いじめることがあってはなりません。すべての市民や事業者は、相手を理解して、尊重し、思いやり、「人権尊重」を自分の事としてとらえ、差別を決して許さない心を育む努力が必要です。

この条例は、すべての市民が差別のない、自分らしく生きることができる、誰一人として取り残さない安心して暮らせるまちをめざす、その礎になるものです。

(目的)

第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、市の責務並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策(以下「人権施策」という。)の推進について必要な事項を定め、人権課題の解消に取り組むことにより、すべての市民の人権が尊重されるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人、法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 市民や事業者は、人権尊重のまちづくりはすべての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重されなければならないとの考えの下、差別のない、誰もが

真に大切にされるまちを実現することを基本に取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、必要となる人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、前項の規定による人権施策の推進に当たっては、国、地方公共団体、市民、事業者及び関係機関と連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に則り、互いの人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に則り、すべての人の人権を尊重し、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画の策定等)

第7条 市長は、第4条に規定する市の責務を果たすため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、基本理念に関する事項のほか、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）の推進に関する事項

(2) 人権問題に係る相談体制に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ第9条に規定する三原市人権施策推進協議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査研究の実施等)

第8条 市長は、人権施策を効果的に実施するため、情報の収集及び調査研究を必要に応じて行うものとする。

(協議会の設置等)

第9条 市長は、人権が尊重されるまちづくりに係る事項を調査審議させるため、三原市人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の委員の定数は15人とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市議会の議員

(2) 市の職員

(3) 関係行政機関又は団体の職員又は役員

(4) 人権問題に関し、識見を有する者

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(市長等の附属機関に関する条例の一部改正)

2 市長等の附属機関に関する条例(平成17年三原市条例第29号)を次のように改正する。

別表三原市人権施策推進協議会の項を削る。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に市長等の附属機関に関する条例第2条第1項の規定により置かれた三原市人権施策推進協議会の委員に就任している者は、この条例の施行の日に、この条例第9条第2項の規定による委嘱又は任命を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命を受けたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

三原市人権教育・啓発基本計画

～差別のない、自分らしく生きることができるまちをめざして～

令和7（2025）年4月策定

はじめに

20世紀、人類は2度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和がいかにかけがえのないものであるかを学びました。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、今なお、人種、民族、文化、歴史観の対立や偏見、そして差別を起因とする紛争などが各地で多発しています。こうしたなか、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得ました。

平成6（1994）年12月の国連総会で「人権教育のための国連10年」が決議され、これを受け政府は国内行動計画を策定し、21世紀は「人権の世紀」にしなければならないとしています。このことは、全ての人類共通の願いです。

本市は、「新市建設計画」の中で人権尊重の理念を基本方針として位置づけ、また、平成17（2005）年6月には、市議会において「人権尊重都市宣言」（※1）及び「非核・平和都市宣言」（※2）が決議されました。

平成12（2000）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）が制定され、人権教育及び人権啓発の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされました。

この法律において、地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する（人権教育・啓発推進法第5条）こととされており、平成17（2005）年に、本市が今後実施する人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため「三原市人権教育・啓発推進計画」を策定しましたが、策定から13年を経過し、新たな法律などが制定されたこと、また新たな人権問題もクローズアップされる中、平成29（2017）年10月に実施した「三原市人権問題市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）の結果をもとに、平成30（2018）年3月に改定しました。

私たちが暮らしている社会には、今もなお、同和問題をはじめとする多くの人権課題が存在し、加えて、情報化の進展に伴い、新たな媒体を介しての差別を助長する掲示や誹謗中傷などが顕在化しています。

このような中、市の基本理念、市、市民、事業者の責務などを明記した「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例（以下「人権条例」という。）」を令和5年（2023年）10月1日に施行しました。

この三原市人権教育・啓発基本計画は、人権が尊重される社会の実現に向け、人権教育・啓発を推進し、差別や偏見のない明るく住みよいまちづくりを進めるため、人権条例に基づき策定するものです。

※文部科学省「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画 参考

第1章 人権教育・啓発基本計画の考え方

1 三原市人権教育・啓発基本計画の策定

(1) 計画策定の趣旨

三原市人権教育・基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権条例第7条に基づき、本市における人権意識の現状を明らかにするとともに、市民一人ひとりが人権尊重の意識を高め、互いに尊重し合い、だれもが自分らしく安心して暮らすことのできるまちの実現と、平和で明るく豊かな文化のまちづくりのため、今後取り組むべき人権施策の方向を示すために策定するものです。

(2) 基本理念

人権とは、すべての人間の尊厳にもとづいて、生まれながらに有する侵すことのできない固有の権利です。

また、人権尊重とは、人権がすべての人の固有の権利であるという考えのもとに、一人ひとりが自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解し、互いに人権を尊重し合い共に生きていくということです。

本市がめざす人権行政を推進するにあたっては、「すべての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重されなければならないとの考えの下、差別のない、誰もが真に大切にされるまちを実現すること」を基本理念とします。

(3) 基本目標

基本計画は、すべての市民が差別のない、自分らしく生きることができ、誰一人として取り残さない安心して暮らせるまちをめざすことを目標とします。

2 基本計画策定の背景と経緯

(1) 国際的動向

国連は、昭和23（1948）年に差別撤廃・人権確立によって、人類共通の願いである恒久平和の実現をめざすため「世界人権宣言」を採択しました。

その後「世界人権宣言」の理念を実現するため、昭和40（1965）年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（以下「人種差別撤廃条約」という。）」（※3）、昭和54（1979）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という。）」（※4）、平成元（1989）年には「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）」（※5）、平成18（2006）年に「障害者の権利に関する条約（以下「障害者の権利条約」という。）」を採択しました。

また、これらの諸条約の採択とともに、「国際人権年」「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際識字年」「国際高齢者年」「国連婦人の10年」（※6）及び「障害者のための国連10年」等の施策により、人権が尊重される国際社会の実現をめざす取組を進めてきました。

こうした流れを受ける中、国連は世界平和を築き、人権意識を高め、全世界における

人権保障の実現には人権教育の充実が不可欠であることから、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間で「人権教育のための国連10年」（※7）を定め、具体的戦略・計画として採択しました。

さらに、国連は「人権教育のための国連10年」に続く、人権教育の取組として「人権教育のための世界プログラム」を平成16（2004）年の総会で決議し、平成17（2005）年より第1フェーズがスタートし、平成6（2024）年現在、第4フェーズの取組を実施しています。

(2) 国・県の動向

国は、昭和31（1956）年に国連に加入し、国連が提唱するさまざまな国際年にも積極的に積極的に参加するとともに、わが国固有の人権問題である同和問題の解決のために、総理府（現内閣府）に同和対策審議会が設置され、内閣総理大臣から諮問を受け、昭和40年（1965）年に「同和対策審議会答申」が出され、同和問題の早急な解決こそが国の責務として、昭和44（1969）年には、時限立法措置を講じ、部落差別の解消を図ってきました。

また、国際的な取組の流れの中で「人種差別撤廃条約」をはじめとする人権諸条約を批准してきました。

平成7（1995）年、政府は「人権教育のための国連10年」を受けて内閣に「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成9（1997）年「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」（※8）を策定しました。計画では、さまざまな文化や異なる考え方を受け入れ、共に生きることが必要であり、学校教育のみならず生涯にわたっての教育の推進など、さまざまな取組がうたわれています。

また、平成9（1997）年に「人権擁護施策推進法」（※9）の施行にもとづき、「人権擁護推進審議会」が設置され、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責任を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とした「人権教育・啓発推進法」を平成12（2000）年に制定しました。平成14（2002）年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、平成23（2011）年4月に改定しています。

さらに、平成28（2016）年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」、平成28（2016）年6月3日「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、そして平成28（2016）年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」、いわゆる人権三法を制定しています。

広島県においては、平成14（2002）年5月に人権教育・啓発についての基本方針を示す「広島県人権教育・啓発指針」、続いて同年11月に「広島県人権啓発推進プラン」、同年12月には「広島県人権教育推進プラン」を策定し、令和3（2021）年3月には、「広島県人権啓発推進プラン（第5次）」に改定しました。

(3) 本市の取組

本市においては、平成12（2000）年12月の「人権教育及び人権啓発の推進に関する

法律」の施行からの「人権教育・啓発に関する基本計画」、平成 14（2002）年 5 月の「広島県人権教育・啓発指針」などを受け、推進計画を総合的、効果的に推進するため、平成 17（2005）年 5 月、「三原市人権施策推進協議会」（※10）を設置し、同年 12 月に「三原市人権教育・啓発推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。

この計画に基づき、人権教育・啓発を実施してきましたが、平成 29（2017）年 10 月に実施した人権問題市民意識調査から、人権問題に対する市民意識には、まだ課題があることが明らかになり、平成 31（2019）年 3 月に推進計画を改定しました。

また、人権尊重は、市民が心豊かに暮らせるまちづくりの基本となるものであり、あらゆる人権問題の解消を図り、すべての市民の人権が保障される社会の形成をめざして取り組むことが必要なことから、令和 5（2023）年 10 月に、人権条例を施行しました。

この人権条例の施行に伴い、国や県の法律や計画に基づき策定した推進計画に、人権条例の趣旨を加え、従来の推進計画を包括的に発展させ、令和 7（2025）年 4 月に「三原市人権教育・啓発基本計画」に移行しました。

3 人権教育・啓発の基本的な考え方

人権が尊重されるためには、個人がそれぞれ自立した人として尊厳が保たれ、かつ個性と能力が十分発揮できる社会をつくる必要があります。

また、私たちはどんな理由があっても、誰かを差別したり、傷つけたり、いじめることがあってはなりません。すべての市民や事業者は、相手を理解して、尊重し、思いやり、「人権尊重」を自分の事としてとらえ、差別を決して許さない心を育むことが大切です。

4 人権教育・啓発の推進の基本的な姿勢

市民一人ひとりが人権の意義や重要性に対して知識の習得だけでなく、日常生活の中で、常に人権尊重に立った行動ができる感覚が身につくようにします。

このため、地域社会、学校、職場等での学習機会を確保するとともに、誰もが参加しやすく主体的に学習できるよう、身近な問題等を取り上げ、内容の充実を図り、デジタルを利用した手段などを活用し、効果的に実施します。

人権条例第 4 条から第 6 条までに示される責務にあるように、市は市民や事業者などと協力し、人権教育・啓発を実施します。

また、人権問題は社会環境の変化にともない、さまざまな形で新たに発生する可能性があるため、こうした問題に的確に対応しながら継続的に取り組むこととします。

第2章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進

これまで実施してきた啓発により、人権問題に対する市民の理解と意識は一定程度、深まっているものなお十分とはいえず、すべての市民が差別のない、自分らしく生きることができる、誰一人として取り残さない安心して暮らせるまちをつくるためには、行政をはじめ市民一人ひとりが人権に関する正しい知識をもち、日々の努力を継続していく必要があります。

そのためには、市民一人ひとりの積極的な取組が家庭、地域社会において促進されるよう、人権学習の充実に努めることとします。

しかしながら昨今、講演会や学習会などへの参加者の減少・固定化という課題もあり、多様な学習方法やデジタルを活用した参加方法を検討し、市民が参加したいと思うような講師やテーマの選定に留意する必要があります。

また、実施にあたっては、行政主導だけでなく、人権条例第9条で規定する「三原市人権施策推進協議会」を構成する各種団体等が、主体的に協力又は参加し、開催することにより、効果的な学習会となるように努めます。

(1) 家庭における人権教育

家庭において、人権尊重の意識を育むうえで、子育て、介護、家事等の性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（※11）などの解消を含む男女共同参画の取組等、家族全員の実践を通して豊かな心を育むことが重要です。

このため、男女共同参画に必要な情報提供を行うとともに、子育てへの支援や不安に対する相談体制の充実など、家庭に対する支援策の充実を図ります。

(2) 地域社会における人権教育・啓発

地域社会において、すべての人々がお互いの人権を尊重し合い、ともに自分らしく生きることができ、豊かに暮らせる環境をつくることが重要です。

このため、地域社会、家庭が連携して人権に関する教育、啓発に取り組むことができるように人権出前講座を地域で開催することや、社会教育関係団体等の活動を支援していくとともに、地域住民の相互理解を深める各種の交流活動やNPO団体への活動支援などを検討します。

また、人権文化センターなど地域住民が活用できる身近な施設を、人権教育・啓発の拠点として機能するよう努めます。

(3) 学習機会の充実

さまざまな家庭教育や社会教育の場において、人権に関する学習機会の充実に努めることが重要です。そのため、身近なテーマを具体的に取り上げるなど、人権問題を自分事として捉えることができる学習内容に改めます。

(4) 指導者の養成

地域社会における人権教育・啓発にあたっては、さまざまな人権問題に対応できる指導者の養成が重要です。そのため、人権教育・啓発の要となる人材を育成するための研

修を推進します。

2 学校等における人権教育の推進

学校・幼稚園・保育所等に通う児童等については、人間形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、各教科をはじめ特別活動や集団生活及び遊びを通じて、お互いをかけがえのない人間として尊重する心や、お互いの個性を認め合う心を育て、「いじめ」などの人権侵害を許さない実践力の育成を図る必要があります。

(1) あらゆる教育活動を通じた人権教育

学校教育の場において、人権教育の意識を高め一人ひとりを大切にされた教育を推進することが必要です。そのため、体験・参加型の学習を取り入れるなど効果的な学習方法や指導方法の改善及び工夫を図ります。

(2) 教育に携わる人たちの資質向上を図る研修の充実

人権教育を推進していくうえで、大切なことは教育に携わる人たちが豊かな人権感覚を身に付け、相手に接することです。

そのため、学校教育の場で職務や経験年数に応じた研修を計画的かつ継続的に実施します。

(3) 家庭と地域の連携

人権教育の一層の充実を図るためには、家庭と地域が緊密に連携し、学校で実施している人権教育について、保護者や地域社会の住民に伝えることにより、人権教育を浸透させ、地域社会における人権感覚豊かな人権関係の形成に十分に生かしながら、人権教育の正しい認識と理解がより深まるよう教育活動の充実に努めます。

3 事業者等における人権教育・啓発の推進

事業者等の人権問題の解決に果たす社会的役割は極めて大きく、同時に重要な責任を担っています。さらに、時代の変化に伴い、顧客や従業員の人権を尊重し、法令順守に沿う活動を行うことが、大変重要となっています。

また、人権条例では基本理念に則り、すべての人の人権を尊重し、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市の人権施策に協力するよう努め、男女が平等に能力を発揮できる男女共同参画の取組を進めることや、人権を尊重した事業活動をするよう一層の努力が望まれます。

このため、事業者等自体が、主体的、計画的、継続的な啓発活動をすることが求められており、その推進にあたっては、市と事業者等との連携はもとより、具体的なテーマでの研修等を実施する必要があります。

まず、事業者等は、その存在、事業活動、営業活動などを通じ、地域や市民と深いつながりを持っており、その社会的役割と責任を自覚し、人権尊重の確立された職場環境を整備する必要があります。

特に、その社会的責任に基づく行動が求められ、男女共同参画社会の実現、男女雇用機会均等法の定着、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」の施行、さらにはさまざまな理由で就職が困難とされる人々の採用選考、

任用などに関しても、基本的人権に配慮した適切な対応が強く求められています。

また、さまざまなハラスメントを防止し、事業者等関係者の人権意識の高揚を図るためには、事業者等内部での研修を通して人権教育・啓発に取り組むことにより、お互いの基本的人権を尊重し合う職場づくりが必要です。

市は、事業者等で実施される研修への講師派遣、研修材料としての「啓発リーフレット」等の作成・配布等の援助及び三原市事業者等人権問題研修会などへの参加要請、三原市人権推進企業関係者協議会への入会要請など企業等との連携をより深め、ともに人権教育・啓発を推進していきます。

4 人権問題に係わる相談体制の整備

さまざまな人権問題に対応し、解決に導くために、市役所本庁や市内3か所の人権文化センターに「人権相談窓口」を設置し、市民等の相談に応じ、その相談を解決に導くために適切な助言を行うほか、関係機関へ繋いでいます。

また、「人権相談員」を各人権相談窓口配置し、市民等からの相談への適切な助言などができるように、人権相談員の相談スキルの向上に努めていくとともに、庁内の他の相談窓口とスムーズな連携できるよう、相談体制の整備、強化に努めます。

第3章 個別重要課題への対応

1 女性

(1) 現状と課題

国連は、昭和 54（1979）年「女子差別撤廃条約」の採択をはじめとして、国際社会における女性の人権確立を推進してきました。近年では、平成 27（2015）年に、国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 のゴール（目標）と 169 のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」の中には、「5 ジェンダー（※12）平等を実現しよう」などが掲げられています。

国では、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機とした国際社会における取組や「女子差別撤廃条約」の批准、また平成 8（1996）年に策定した「男女共同参画 2000 年プラン」に基づき、具体的施策が推進されてきました。

また、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題と位置づけ、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画」を策定し、国、地方公共団体、国民に男女共同参画社会の形成に向けた責務が定め、令和 2（2020）年からは第 5 次計画を推進しています。

その中で、令和 6（2024）年世界経済フォーラムが発表した、各国の男女格差を図るジェンダーギャップ指数（GGI）では、日本の順位は 146 か国中 118 位と前年調査した結果とほぼ横這いの低い水準であり、先進主要 7 か国の中で最下位となっています。

広島県では、平成 14（2002）年に「広島県男女共同参画推進条例」が施行され、「広島県男女共同参画基本計画」を定め、令和 3（2021）年からは、第 5 次基本計画「わたらしい生き方応援プランひろしま」を定めて、国とともに男女共同参画社会の実現を推進しています。

本市においては、平成 23（2011）年 10 月に三原市男女共同参画推進条例を施行し、令和 4（2022）年 3 月に「私らしく暮らせるみはらプラン～個性と能力が発揮できる社会をめざして～」(第 4 次三原市男女共同参画プラン)を作成し、男女共同参画の実現に向けてさまざまな取組を実施しています。しかしながら、先のジェンダーギャップ指数が示すように、人々の意識や行動、男女の固定的な性別役割分担意識が今もなお根深く残っているなど、家庭、地域、学校、職場等における男女共同参画の実現には、まだまだ多くの課題が残っています。

平成 29（2017）年に実施した三原市人権問題市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）においても、女性の人権について、どのような問題があるかとして一番多く指摘されたのが「家庭内での家事や育児の分担の割合が高い」56.1%、次いで「採用・昇給・昇任などにみられる男性との差」38.5%、「職場での仕事の内容やセクシュアルハラスメント（※13）」20.2%、「町内会などでの女性の役割や仕事の分担」19.5%、そして「ポルノ、買春などにみられる性の商品化」18.1%と続いています。

また、女性の人権を守るために必要なことの設定中「女性の就労の環境整備（管理職

への登用や不利にならない出産育児制度など)」が男性 58.0%、女性 69.4%と共に高く、続いて、「性別による役割分担意識（家事は女性など）の解消」が男性 34.1%、女性 40.2%となっており、ジェンダーギャップの解消が男性、女性とも課題と捉えています。

さらに、「女性への暴力等の犯罪に対する取り締まり強化」が女性 27.6%、男性 35.8%と高い数値を示しており、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」（※14）などを課題と意識している表れといえます。

こうした結果から、引き続き男女共同参画の視点に立った施策の推進や就労環境の整備、女性に対する人権侵害の防止に向けた施策の充実が必要です。

「私らしく暮らせるみはらプラン～個性と能力が発揮できる社会をめざして～」（第4次三原市男女共同参画プラン）では、「個性と能力が発揮できる社会」を将来像に描き、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮する社会の実現をめざすことを基本目標に定めています。

(2) 施策の方向

ア 男女共同参画社会の促進

これまでの固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会を実現するためには、多様な生き方が選択でき、さまざまな考え方を持つ人がいることに気付くことにより、お互いを認め合う意識を醸成し、さまざまな分野において政策・方針決定過程に女性が参画する機会の拡大が図れるように事業者、団体等への働きかけが不可欠です。

このため家庭、地域及び職場などあらゆる場で一層の学習活動や啓発活動などにより、女性活躍の推進に努めます。

イ 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力とは、他人か身内かを問わず、身体的、性的、心理的な障害や苦しみをもたらすことなどを言い、性犯罪、売春や買春、DV、セクシュアルハラスメントなどを含む広い概念のものです。

こうした女性に対する暴力は、女性の基本的な人権の享受を妨げ、自由を制約するものであり、あらゆる面において、被害を受けた女性や社会に対して深刻な影響を及ぼし、男女共同参画社会の実現を妨げるものであることから、その根絶に向けた取組を進めます。

また、被害者が抱える問題に即した相談・支援の体制の充実を図ります。

ウ 女性活躍の推進

近年の少子高齢化と人口減少が進む中で、労働力人口の不足や地域のコミュニティ維持などがより厳しい状況になることは課題であり、性別に関わらず誰もが、個性や能力を十分に発揮することが求められており、職場における女性活躍を推進する必要があります。

このような社会的背景により、「女性活躍推進法」（※15）や働き方改革関連法など職場の女性活躍（企業における女性の採用、人材育成・管理職への登用など）の推進を、あらゆる事業者等に拡大していくための法律や制度の整備が進んでおり、職場に

おける女性の活躍支援の取組をさらに進めていくことが求められています。

2 子ども

(1) 現状と課題

国連において、昭和 34 (1959) 年に「児童の権利宣言」が採択され、子どもの権利が国際文書として明文化されました。さらに、平成元 (1989) 年には「子どもの権利条約」が採択されました。この条約は、子どもは「弱くておとなから守られる存在」という考え方から、「権利の主体」だという考え方に大きく転換させた条約です。子どもを権利の主体にとらえ、大人と同様にひとりの人間としてもつさまざまな権利を認めていると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。

また、この条約は「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」の 4 つの原則で表され、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に大切な原則とされています。

国においては、昭和 22 (1947) 年に「児童福祉法」が、昭和 26 (1951) 年には「児童憲章」が定められるなど、子どもの権利を保障する基本的な法制度が整備されてきました。「子どもの権利条約」についても、その意義を踏まえ、平成 6 (1994) 年に批准しています。

しかしながら、子どもを取り巻く社会問題として、少子高齢化、子どもの貧困、不登校や児童虐待、さらにここ数年は、コロナ禍により、友達とのつながりの希薄化、集団活動や自然体験活動の減少などがあげられます。

また、スマートフォンの普及などに伴い、子どもがインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれるおそれが高まっている一方、いわゆるネットいじめも問題となっています。

そのような中、令和 5 (2023) 年 4 月に「こども基本法」が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、「子どもの権利条約」の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本市においては、令和 7 (2025) 年 3 月に「みはらこども・子育て応援プラン (三原市こども計画)」を策定しています。このプランは、本市における「こどもまんなか社会」の実現に向けて、市民、地域、事業者等の関係者と市が連携し、地域社会が一体となって本市の未来を担う子どもと子育て家庭を支え、応援することで、子ども・子育て支援の基本である子どもの最善の利益が尊重されるまちの実現をめざしています。

(2) 施策の方向

ア 子どもの権利の保障

「子どもの権利条約」の「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」の4つの原則や、子どもの権利等についての理解を深めるため、子どもやその関係者などに対し、教育・啓発事業を実施します。

また、本市の子ども・子育て施策に子どもの意見を反映させるため、子どもから意見を聴取する取組を実施します。

イ いじめ問題の解決

いじめは、児童・生徒の人権にかかわる重要な問題であり、この問題を防ぐためには、幼児期から発達段階に応じた人権意識の向上を図ることが極めて大切です。家庭教育、学校教育や社会教育などの場でそれぞれの役割に応じ、児童・生徒一人ひとりを大切にされた個性を生かした教育を行うとともに、体験活動や集団活動などを通じて、子ども一人ひとりが自分の人権と、相手の人権も尊重することができるような社会性の育成に努めます。

また、ネット上のいじめ問題の対応については、児童・生徒だけでなく、教職員や保護者等へのメディアリテラシー（※16）の教育、啓発を実施するとともに、学校、保護者や地域との連携・協力の強化を図りながら、組織的にその解決に努めます。

ウ 児童虐待の根絶

児童虐待は、それを受ける児童にも、虐待する側にもそれぞれ深い傷を残すものであり、社会全体で発生防止、早期発見、早期対応に取り組むことが極めて重要です。

増加し続ける児童虐待に対応するため、平成16（2004）年に児童福祉法が改正され、市町村が児童虐待の第一次の通告・相談窓口とされ、本市においても、平成17（2005）年4月から通告・相談窓口を設置しています。

平成28（2016）年の児童福祉法等改正では、児童福祉法理念の明確化、児童虐待の発生予防、虐待発生時の迅速・明確な対応、被虐待児童の自立支援などが規定されました。

また、本市では、児童虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童及び要支援児童等の早期発見、適切な保護や支援を行うことを図るため、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関が情報交換や支援内容の協議など適切な連携を行っています。

さらに、令和6（2024）年、こども家庭子育て世代包括支援センター「すくすく」を設置し、保健師、保育士、家庭児童相談員などの専門職が、妊娠期から子育て期まで切れ目のない育児・健康などの相談に応じることで、育児ストレスや悩みを抱える保護者や子どもの支援に努めます。

また、「すくすく」での支援のほか、地域子育て支援センターや児童館「ラフラフ」等への参加を促すことにより、子育ての仲間づくりを促進していきます。

エ 子どもの健全育成

母子保健や教育・保育サービスの充実、居場所の確保、学び・体験の機会の提供等、妊娠前から妊娠・出産、幼児期、学童期、思春期、その後の青年期に至るまでの

各段階に応じて、切れ目のない支援に取り組み、子どもの健やかな成長を支えます。

また、子育てや教育に関する経済的な負担の軽減やひとり親家庭の支援、地域による子育ての支援、性別役割分担の解消、情報発信の充実等に取り組み、保護者が安心して子育てできる環境を整備します。

オ 子どもの貧困対策

子どもの貧困対策については、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援、経済的支援の4つの方向性で取り組みます。

3 高齢者

(1) 現状と課題

わが国においては、平均寿命が80歳を超え、長寿国になり、令和5(2023)年には約3人に1人が65歳以上という状況となっています。本市の高齢化率(総人口に占める65歳以上の人口の割合)は、令和7(2025)年3月31日現在36.3%であり、全国平均より約7ポイント高く、今後も高齢化が進行すると見込まれています。

高齢化の進行に伴い、介護を必要とする高齢者はますます増加することが見込まれ、介護が必要な人が適切にサービスを受けることができるよう、社会全体で高齢者を支える仕組みとして平成12(2000)年に介護保険制度が開始されました。

一方、平均寿命の伸びとともに、生涯現役をめざして活躍する高齢者も増加しており、健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる長寿社会の構築が重要な課題となっています。

平成29(2017)年に実施した市民意識調査において、「高齢者の人権について、どのような問題があると思いますか」という問いに対して、「経済的に自立が困難なこと」41.2%、「高齢者が暮らしやすいまちづくりが十分でないこと」37.3%、次いで「病院や施設での看護や介護における嫌がらせや虐待」35.6%、「振り込め詐欺等の悪徳商法による犯罪被害」29.9%、「持っている知恵や経験が十分に生かされていないこと」23.1%、「働く場が十分でないこと」22.9%となっています。こうしたことから、市民が高齢者の人権について問題があると感じている状況が伺えます。

すべての高齢者が一人の人間として尊重され、社会を支える一員として生きがいをもって主体的に社会参加できるような体制づくりが求められます。

こうしたなか、本市では、令和6(2024)年3月に策定した第9期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画で、「人と人のつながりの中で自分らしく活躍できる誰もが安心して暮らせるまち」を基本理念に掲げ、高齢者の保健福祉施策を総合的に推進することとしています。

(2) 施策の方向

ア 高齢者の社会参加の推進

高齢者が、趣味やボランティア、就労など、さまざまな活動を通じて、健康を維持し、生きがいを見つけ、地域社会に積極的に参加できるよう、活動の場づくりや移動

支援体制の整備を進めます。

イ 地域生活を支える支援体制の充実

地域の課題を共有し、助け合える共生社会を目指し、住民互助の地域づくりを推進します。地域の多様な主体による見守り活動や集いの場の運営を支援します。

「地域包括ケアシステム」の中核拠点と位置づけられる高齢者相談センター（地域包括支援センター）による相談支援体制を強化するとともに、在宅医療・介護関係者の連携を充実させ、切れ目のない支援体制を構築します。

ウ 認知症施策の推進

高齢化により認知症高齢者は増加すると見込まれます。認知症になっても、地域においてその人らしい生活を過ごすことができるよう、認知症に対する市民の正しい理解を促進するための啓発講座を開催するとともに、高齢者を地域でサポートする人（認知症サポーター）の養成に努めます。

誰もが認知症になる可能性を理解し、人権を尊重しながら、認知症になっても生きがいと人とのつながりを守り、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をめざします。

エ 権利擁護の推進

認知機能が低下した高齢者等は、日々の金銭管理やさまざまな手続きが難しくなることも少なくありません。また、悪徳商法や犯罪に巻き込まれる危険性が高くなっています。これらに対応するために、「福祉サービス利用援助事業（かけはし）」、「成年後見制度利用支援事業」などの権利擁護事業や、消費者被害に対応するために消費生活相談等があります。

さらに、地域連携ネットワークの中核機関である権利擁護連携支援センターにおいて、司法職も含めた支援機関と連携して支援者のバックアップを行います。

虐待事案が発生した場合は、周囲の人が早期に気づき、

市や警察に通報することが「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 18（2006）年 4 月施行）」で義務付けられました。高齢者の意志を尊重し、尊厳が守られるよう、高齢者虐待の防止及び相談支援に努めるとともに、判断能力が十分でない高齢者等の権利擁護や成年後見制度の普及・啓発を推進し、地域全体の権利擁護の意識を高めていきます。

4 障害者

(1) 現状と課題

国連において、障害者の完全参加と平等をテーマに昭和 56（1981）年を「国際障害者年」としたほか、「アジア太平洋障害者の 10 年」平成 5（1993）年～平成 14（2002）年などさまざまな取組が進められてきました。

国においても、平成 18（2006）年に国連総会で採択された「障害者の権利条約」の締結に先立ち、「障害者基本法」の一部改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行、平成 26（2014）年 1 月に障害者の権利条約が批准されました。さらに平成 28（2016）年に「障害者差別解消法」などの法整備が行われるなど、

障害のある人の権利の実現に向けた取組が強化されてきました。

こうしたなか、本市においては、障害者への援助のニーズの変化、人権の擁護と生活の質の向上など時代の変化に対応し、障害者が特別な存在としてではなく、人として市民として普通に尊重され、住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、生涯を通じて安心していきいきとした生活を送れることをめざし、「第7期三原市障害者プラン」において、「ひとりの市民として“普通”に暮らせるまちづくり」を基本理念に総合的な地域支援システムの構築に努めています。

また、障害者自身の主体性、自主性を尊重し、一人の市民として積極的に社会参加でき、その能力が十分発揮できるよう施策を推進しています。

障害のある人に対する誤解や偏見など、理解と認識は十分とはいえず、障害者の社会復帰、自立及び社会参加が困難である場合も多く、また、障害のある人に対する差別や虐待などの人権問題も発生しています。

平成29(2017)年に実施した市民意識調査においても、「障害者の人権について、どのような問題があると思いますか」という問いに「就職、職場で不利な扱いを受けること」47.4%、次いで「じろじろ見られたり、避けられたりすること」37.4%、「職場、学校、地域のなかで合理的な配慮を受けられないこと」28.7%となっています。

令和6(2024)年4月には、障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮が義務化され、障害のある人もない人も共に生きる社会を目差しています。

(2) 施策の方向

ア 理解を促進し権利擁護を推進する

障害者や障害について、皆が理解して行動し、尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、理解を促進するとともに、差別解消、虐待防止など権利擁護のための取組を進めます。

イ 生活支援体制を充実する

障害者やその家族が安心して地域で暮らしていくための各種施策・事業の充実を図るとともに、地域における障害者の自立を支援する体制の整備を進めていきます。

また、障害者に対する差別、偏見の解消及び人権侵害の発生防止に向けた取組を推進するとともに、障害者が差別や虐待を受けるなどの人権侵害からの救済を図るための相談体制を充実します。さらに、障害者の権利擁護のため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用を推進します。

ウ 自立と社会参加を促進する

障害者の社会的自立を促進するため、障害者が自己選択・自己決定に基づいて生活できるよう、障害の状況に応じた療育・教育体制の整備や多様な就労の場の確保、各種助成制度の充実等、きめ細やかな就労支援の強化を図るとともに、その能力を活用して社会活動に参加できるよう、スポーツや芸術文化活動を行うための環境整備を推進します。

また、社会参加促進事業や障害者就労支援事業等の充実により自立に向けた支援を推進するとともに、障害者就労支援事業所と企業との連携による能力開発等の充

実を図り、障害者の人権が保障された就労の確保に努めます。

エ 安全・安心なまちづくりを推進する

障害者が地域で安心して生活ができるよう、建物や道路等、障害者に配慮した構造の改善や「ユニバーサルデザイン」(※17)の考えを用いたまちのバリアフリー化を推進するとともに、災害時の支援体制等について検討を進めます。

また、地域住民が福祉に対する意識を高め、地域で支え合う活動を推進します。

オ 障害者差別解消法の周知

障害者差別解消法の周知や啓発等を行い、理解を深め、すべての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重しつつ共生する社会や障害を理由とする差別のないまちの実現を目差します。

5 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態に置かれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である…中略…世人の偏見を打破するためにもはっきり断言しておかなければならないのは、同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民であるということである。(同和対策審議会答申より抜粋)

これは、昭和40(1965)年に、同和対策審議会から政府に対して提出された「同和対策審議会答申」(※18)の一部で、同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重大な社会問題です。この答申の中で、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と示されました。

これにより、昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、同和問題の早期解決を図るため、住環境整備から啓発まで広範な同和対策事業が実施されてきました。

昭和57(1982)年には「同和対策事業特別措置法」が「地域改善対策特別措置法」に変わり、昭和62(1987)年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下「地対財特法」という。)」が施行され、事業が実施されました。平成14(2002)年3月、「地対財特法」が期限切れとなり、これまでの特別対策としての同和対策から、一般対策への移行という大きな転換期を迎えました。

地対財特法の期限切れが同和問題解決に向けての取組の終結を意味するものではないものの、「同和対策特別措置法」等によりハード面の改善は一定の成果があったこと、また、財政的な施策がなくなったことにより、同和問題が終了したかのように見えてしまう側面もありますが、差別は依然として残り、ハード面での課題も残されています。

また、平成8(1996)年の「地域改善対策協議会意見具申」や平成9(1997)年の「人

権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画では、今後の同和問題に関する差別意識の解消を図るにあたっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられた成果と手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構成され、その中で、同和問題を人権問題の重要課題として捉え、この問題固有の経緯等を十分に認識する中で取組を推進することとされています。

しかしながら、地対財特法の期限切れ後においても、差別意識は依然根強く残っている状況にあり、本市や近隣市町で差別事件が発生しています。

そういった状況の中、平成 28（2016）年 12 月に、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）が施行され、部落差別が今なお存在していること、国や地方自治体の差別の解消に向けての責務などが明記されました。また、令和 5（2023）年 10 月に施行した人権条例も踏まえ、今後は国や県の動向を注視しながら、本市も差別の解消に取り組んでいく必要があります。

本市では、平成 29（2017）年に実施した市民意識調査において、「部落差別はまだ存在している」との回答が 28.7%で、市民の約 3 割が、まだ部落差別は解消していないと認識しています。また、「わからない」という回答が半分強を占めており、平成 15（2003）年に実施した前回調査と比べて約 2 倍に増えています。

また、「同和問題の原因がどこにあると考えているか」という問いに対して、「差別意識をなくすための教育・啓発が不十分」53.5%、「同和問題に関する話題を避ける」47.9%、「同和地区出身者に対する偏見が強く、市民の人権意識が低いから」46.5%となっています。

このように、市民意識調査で明らかになった同和問題に関する偏見や差別意識の早期解消を目指し、同和問題に絞った教育・啓発活動を引き続き推進していくことが必要です。

(2) 施策の方向

ア 実態の把握

市民の意識や差別の実態を、市民意識調査等を利用し、把握することが必要です。

また、部落差別解消推進法第 6 条にある実態調査については国の動向を注視し実施の要請などをしながら、本市で実施する場合の目的、手法などの課題について検討する必要があります。

イ 啓発活動の推進

市民一人ひとりが同和問題を正しく理解、認識し、偏見や差別意識の解消を図ることが必要です。

市ではインターネットやスマートフォン上の部落差別を増長する書込み等をモニタリングで発見し、プラットフォームを運営する管理者へ削除依頼するとともに、市民へのメディアリテラシーの教育・啓発の充実を図ります。

また、同和問題の解決を図るために、人権講演会や人権文化センターによる「みんなで考える人権講座」の開催や市広報による人権啓発活動をはじめ、啓発冊子、

啓発リーフレット、ホームページ等を通じた啓発活動を充実させていきます。

同時に、事業者等や町内会、その他各種活動団体等で実施される人権研修会の開催の推進や講師派遣などの取組を進めます。

「部落差別解消推進法」については、認知を広め理解を深め、日常生活の差別を解消し、人権を擁護するため、国、県等の関係機関と連携、協力するとともに、人権相談及び生活相談業務等の充実に努め、法律の趣旨に沿った活動をします。

さらに、身元調査等における戸籍等の不当な取得を抑止する目的の「登録型本人通知制度」(※19)の登録を促進するために、市民への制度の周知と加入に向けた活動をします。

ウ 人権教育の充実

学校においては、子どもの発達段階に則し、教育活動全体を通じて、人権尊重意識を養う、一人ひとりを大切にすることを教育を実施し、同和問題をはじめとするあらゆる差別を解消する学習を計画的に推進します。

地域においては、出前講座や各種講座などあらゆる機会を通じて、同和問題の不合理や矛盾、その差別性を正しく理解できるよう啓発活動の推進に努めます。

事業者等においては、同和問題への理解を深め、身元調査、就職差別や就業差別のない事業活動の実践に向け、同和問題の解決をめざす広島企業連絡会や三原市人権推進企業関係者協議会への加盟を働きかけるなど、関係団体との連携を通して、企業研修の強化に努めます。

また、啓発における指導者の専門性の向上と指導力の強化を図るための養成・研修を推進します。

エ 人権文化センター活動の推進

人権文化センターは、隣保館として開設された経緯から、地域住民の生活の改善や向上を目的とした隣保6事業(※20)を中心に事業を実施しており、同和問題をはじめとした人権問題の解決に資する施設として、また、地域社会の中で、人権啓発の住民交流の拠点となる、開かれた「コミュニティセンター」(※21)としての取組等も行われ、市民の人権尊重の意識の高揚を図るうえで重要な役割を担っており、その周知と活動の充実を図ります。

オ 差別事件発生時の対応

同和問題に関する差別事件が発生したときには、人権侵害対応マニュアルに基づき、人権侵害事件として適切に対応するとともに、関係団体との連携を図ります。

6 アイヌの人々

(1) 現状と課題

日本には、古くからアイヌの人々が、北海道を中心とした地域に自然の豊かな恵みを受けて独自の生活と文化を築き、先住民族として住んでいました。現在においても、アイヌ語等をはじめとする独自の伝統や文化を有しています。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りであるその伝統や文化は、江戸時代の松前藩による支配、明治政府の風俗を改めることや日本語の使用の強要などの同化政策により、伝統や文化の多くが失

われた歴史があります。

また、今日、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準は、昭和 49（1974）年度以降の北海道ウタリ福祉政策やアイヌの人たちの生活向上に関する推進方針の実施等により向上はしてきているものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題があります。

このような状況の中、平成 9（1997）年、アイヌ語やアイヌ伝統文化の保存振興及びアイヌの人々に対する理解の促進を通じ、アイヌの人々の民族的な誇りが尊重される社会の実現を図り、併せてわが国の多様な文化の発展に寄与する目的で「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。

平成 19（2007）年に国連で「先住民族の権利宣言」が採択され、国は、平成 21（2009）年に「アイヌ政策推進会議」を設置し、検討した結果を受けて、令和元（2019）年 5 月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が制定されました。

こうした動向を踏まえ、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、尊重し、偏見や差別を解消することが必要です。

(2) 施策の方向

アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、アイヌ語やアイヌ伝統文化に対する正しい理解と認識を深め、アイヌの人々の人権を尊重するための人権教育・啓発を推進します。

7 外国人

(1) 現状と課題

本格的な国際化時代を迎え、本市においても外国人来訪者や住民登録者が年々増加しています。

本市の令和 6（2024）年 3 月末現在の外国籍市民数は 2,657 人で、平成 30（2018）年 3 月末の 1,956 人と比較すると 701 人、35.8%増加しています。国籍別で見ると、フィリピンが 530 人、ベトナムが 270 人、インドネシアが 237 人、その他が 49 か国 1,620 人です。

また、近年では外国籍市民の増加とともに多国籍化が進んでおり、平成 30（2018）年 3 月末の 32 か国から、令和 6（2024）年 3 月末では 52 か国に増えています。

外国籍市民の人権を守る取組としては、かつて、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動を公然と行う「ヘイトスピーチ」が問題となり、平成 28（2016）年 6 月にヘイトスピーチ解消法が施行され、民族や国籍などの違いを豊かさとして認め合い、互いに人権を尊重しあう社会の構築をめざすこととされました。

しかしながら、平成 29（2017）年に実施した市民意識調査において、「日本に居住している外国人の人権についてどのような問題がありますか」の問いに対する回答で、「文化や社会事情の違いによるトラブル」58.8%、「風習・習慣の違いによるさまざまな

不利益」37.3%、「就職・職場での不利な扱い」19.8%と高い割合を示しています。

このことは、外国籍市民の増加と多国籍化が進む一方で、依然として言語、文化、習慣等の違いを認め合えていないことにより、地域社会や事業所等でのトラブルが発生したり、また、外国籍市民が不利益を被ったりしています。

そのため、本市に住む国籍などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築き、地域の構成員として共に生きていける社会にする必要があります。

(2) 施策の方向

ア 国際理解の促進

市内の外国籍市民の増加に伴い、年少期から国際理解のための教育や啓発を実施しており、引き続いての実施と内容の充実を図り、市民が参加しやすい国際理解への機会の提供に努めます。

また、「ヘイトスピーチ解消法」の周知を行い、インターネット上などを含む、不当な差別的な言動がない社会の醸成をめざして啓発等を行っていきます。

イ 外国人への情報提供の充実

観光情報誌、生活情報誌など各種情報提供出版物等を充実させていくとともに、デジタル化を活かした多言語化に努めます。

8 感染症に関連した偏見や差別（HIV感染者・ハンセン病患者等）

(1) 現状と課題

ア HIV感染者等

エイズの原因である「HIV（ヒト免疫不全ウイルス）」（※22）の感染経路は限られており、また、その感染力が弱いため、正しい知識をもって行動すればHIVの感染を予防することは可能ですが、全国のHIV感染者及びエイズ患者（以下「HIV感染者等」という。）の数は、毎年増加している現状があります。

平成11（1999）年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」は、過去に「ハンセン病」（※23）、HIV感染者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重し、かつ適切な医療の提供を確保し、感染症対策を総合的に推進するために制定されたものです。

HIV感染者等に対する差別や偏見を解消するには、エイズがHIVというウイルスによって引き起こされる病気であり、感染症の一つに過ぎないことを正しく理解することが必要です。

平成29（2017）年に実施した市民意識調査においても、「エイズ患者・HIV感染者の人権についての問題点」の問いに対する回答の第1位は「エイズ・HIVについて誤った情報を流す」52.6%、次いで「感染者に対する差別的言動」29.6%、「感染症に対する結婚問題での周囲の反対」「感染者に対する就職・職場での不利な扱い」の順になっています。

イ ハンセン病患者等

ハンセン病については、平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止されるまで、不

治の病気、怖い病気などという誤った認識から、患者の終生隔離を中心とした政策の中で差別や偏見が生まれてきました。

平成 29（2017）年に実施した市民意識調査においても、「ハンセン病患者・回復者やその家族の人権についてどのような問題がありますか」の問いに対する回答は、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」29.6%、「患者、回復者やその家族への差別的な言動をされること」28.7%と続きますが、一方で、「分からない」という回答が 46.0%に上っています。

「らい予防法」の廃止の意義と療養所に入所しているハンセン病患者やハンセン病元患者が円滑に社会復帰できるよう、ハンセン病に関する正しい情報を提供するなど、啓発を行うことが重要な課題です。

ウ 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症流行の過程では、不確実な情報や噂が原因で、感染した人や医療従事者等に対する、偏見や差別が生まれました。

また、新型コロナウイルスワクチンを接種していないことを理由に偏見や差別を受けたという事案もありました。

感染症に対する正しい知識の周知を行い、不当な差別や偏見をなくす必要があります。

(2) 施策の方向

市民意識調査の結果では「分からない」という回答が多いことから、エイズやハンセン病、新たな感染症などに対する正しい情報による理解を深め、患者・感染者やその家族の人権と「プライバシー」（※24）が守られ、差別されることなく地域社会の中で、いきいきと生活できるような環境を育むための人権教育・啓発を推進します。

9 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの急速な普及により、ホームページ、BBS（電子掲示板）、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを利用する人が増えています。これらの特性として匿名性、情報発信の容易さなどが挙げられ、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、さまざまな問題が発生しています。

国においては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 14（2002）年 5 月施行）」（以下「プロバイダ責任制限法」という。）により、インターネットなどによる情報の流通によって権利の侵害があった場合、発信者情報の開示を請求できる権利を定めています。

また、令和 6（2024）年にはプロバイダ責任制限法が「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法（令和 6（2024）年 5 月 17 日公布）」に改正され、公布の日から 1 年を超えない範囲で施行されます。この法律では、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対して、「対応の迅速化」「運用状況の透明化」に係る措置が義務づけられます。

さらに、「個人情報の保護に関する法律（平成 17（2005）年 4 月施行）において、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務が規定されており、本市においても、「三原市個人情報の保護に関する法律施行条例」（令和 4（2022）年 12 月施行）において、市の機関が保有する個人情報の適正な取り扱いを行っています。

平成 29（2017）年に実施した人権問題市民意識調査においては、「インターネットを使った人権侵害についてどのような問題があると思いますか」という問いに対する回答では、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」63.8%、次いで、「プライバシーに関する情報が掲載されること」55.0%、「差別しようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること」36.9%と続いています。

(2) 施策の方向

インターネットは、生活の一部と化している現状から、特定の情報は規制されているものの、インターネットの情報を定期的に閲覧し、差別を助長するような情報については削除要請などを行うために、インターネットモニタリングを実施しており、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」を活かした効果的な運用に努めます。

また、今後はインターネットモニタリングを運用しつつ、年少期からの「メディアリテラシー」の啓発や教育に力を入れ、受信者として情報を見抜く力や、発信者としては様々な視点をもとに偏った意見にならない情報を発信できるように啓発や教育に努めるとともに、インターネット上における、個人の名誉やプライバシーに関する正しい知識と理解を深めるための啓発を行います。

10 性的指向及び性自認

(1) 現状と課題

性的指向及び性自認（ジェンダーアイデンティティ）に関して、「同性を好きになること」などに対しては、根強い偏見や差別があり苦しんでいる人々がいます。また、からだの性とところの性の食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされて苦しんでいる人々がいます。

また、性的指向及び性自認は、LGBTQ+等と表現することもあり、Lは女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、Gは男性同性愛者（ゲイ、Gay）、Bは両性愛者（バイセクシャル、Bisexual）、Tは身体と心の性別に違和感のある人（トランスジェンダー、Transgender）、Qは自らの性のあり方が定まっていない状態にある人など（クエスティング、Questioning）、そして「+」（プラス）は、それらいずれにも属さない多様な性を表す、頭文字の組み合わせです。

公的な調査結果はありませんが、近年さまざまな調査が行われており、ある調査では日本人の約 10 人に 1 人くらいの割合で LGBTQ+の人がいるといわれています。

そうした中、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和 5（2023）年 6 月 23 日施行）が制定され、国民の理解を深め、国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、性に対する多様性を受け入れる精神を養い、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会

の実現を目指しています。

平成 29 (2017) 年に実施した人権問題市民意識調査においては、「同性愛、両性愛等といった性的指向に関する人権について、どのような問題がありますか」という問いに対する回答は、「差別的な言動をされること」45.0%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」33.7%、そして、「職場や学校等で嫌がらせやいじめを受けること」が続いています。

(2) 施策の方向

この問題については、まず LGBTQ+の人が身近にいる可能性があることを認識する必要性があります。また、性の多様性が認められ、それぞれの人の生き方が尊重される社会を形成するような啓発と教育を行っていきます。

性的指向や性自認などに関する相談に応じるとともに、国や県の専門窓口などと連携を取りながら、相談体制の充実を図っていきます。

11 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪行為により家族を失ったり、けがをするなどの身体的被害や、それらが原因で起こる精神的ショックによる被害を受けるだけでなく、医療費の負担や失職による経済的な困窮、捜査や裁判の過程における精神的な負担、周囲の人々の無責任な噂やマスコミの取材や報道によるストレスや不快感などの二次的被害などのさまざまな問題に苦しんでいます。

国においては、昭和 49 (1974) 年の三菱重工ビル爆破事件などを契機として、昭和 55 (1980) 年に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、被害者の経済的な支援が開始されました。その後、経済的支援だけでなく、精神的な支援の必要性も求められるようになり、国際的な潮流においても、昭和 60 (1985) 年国連総会において、「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択されました。

さらに、犯罪被害者等と密接にかかわりを持ち、犯罪被害者等の視点に立った施策を進めることが必要な機関である警察では、警察庁において平成 8 (1996) 年 2 月に「被害者対策要綱」を制定し、平成 16 (2004) 年 12 月には「犯罪被害者等基本法」が制定されました。政府においては、この法律に基づき、平成 17 (2005) 年 12 月に「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、現在、令和 3 (2021) 年からの「第 4 次犯罪被害者等基本計画」における被害者等支援が、国、地方公共団体、関係機関などの適切な役割分担のもとに進められています。

(2) 施策の方向性

犯罪被害者等が抱える問題については、国、地方公共団体、関係機関などにおいて、途切れることのない支援を行う必要があります。また、いわれなき誹謗中傷や噂による人権侵害があってはならないことから、被害者等の置かれる困難な状況などを理解し、地域社会や事業所において共に支えていけるような教育と啓発が必要です。

12 さまざまな人権をめぐる問題

その他、刑を終えて出所した人、ホームレス、東日本大震災被災者や北朝鮮によって拉致された被害者などに対するさまざまな人権問題があります。

このような問題についても、すべての人の人権を尊重し保障する視点に立って、関係機関等とともに正しい知識の普及や啓発の推進に努めます。

また、社会情勢の変化に伴い新たな問題も生じており、これらについても、本計画の趣旨に沿って対応します。

第4章 計画の推進

1 基本計画の推進体制について

基本計画を総合的、効果的に推進すること、また人権尊重のまちづくりに係る事項を審議するために、人権条例に基づき、「三原市人権施策推進協議会」を設置し、関係する団体及び市民とともに人権尊重意識の高揚をさらに図っていきます。また、全庁的な取組に向け、庁内に「三原市人権行政推進協議会」(※25)を設置し、関係課相互の緊密な連絡調整を図ります。

2 国・県及び関係団体との連携

基本計画の推進にあたっては、広範な取組が必要であり、国及び県の取組との整合性を図りながら、近隣市町村及びその他の公的機関や企業・民間団体等と緊密に連携し、人権尊重の社会を実現するための取組を行います。

3 基本計画の期間

人権問題は社会情勢の変化等により、新たな問題の発生や、顕在化することがあります。そのため、計画期間を次のように10年とし、期間終了前に内容の見直しを行うこととしますが、時代の要請、ニーズに沿った施策するために、期間内においても必要に応じて見直しをするものとします。

(1) 計画の期間

令和7(2025)年4月1日から令和17(2035)年3月31日まで

《用語の解説》

番号	用語	解説	掲載 ページ
1	人権尊重都市宣言	<p>平成 17（2005）年 6 月 28 日に三原市議会が決議した人権尊重都市宣言です。内容は次のとおり。「人は、すべて生まれながらに自由であり、人間として尊ばれ、人間として生きる権利を有している。</p> <p>私たちは、基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとに、人権意識の高揚を図り、民主的な社会の建設に努め、平和で明るい豊かな文化のまちづくりを目指してきたところである。</p> <p>しかしながら、社会経済情勢の多様化などは、人間疎外と社会意識や道徳心の欠如を生み、思想・信条・性別・社会的身分・門地等による多くの人権侵害の事象が後を絶たないのもまた事実である。</p> <p>よって、三原市議会は、日本国憲法の基本的人権尊重の原則に基づき、すべての人々の人権が等しく尊重され、平和で明るい社会が実現することを願って、ここに三原市を「人権尊重都市」とすることを宣言する。</p>	P 1
2	非核・平和都市宣言	<p>平成 17（2005）年 6 月 28 日に三原市議会が決議した非核・平和都市宣言です。内容は次のとおり。「平和で豊かな社会の実現は、全世界の人々の願いである。今日の世界情勢は、軍縮の流れに変わろうとしているとはいえ、今もなお核兵器の根絶には程遠く、世界平和と人類の生存に大きな脅威をもたらしている。</p> <p>被爆県の都市として核兵器の恐ろしさ、被爆者の今なお続く苦しみを思うとき、この地球上で再び広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない。</p> <p>よって、三原市議会は、日本国憲法の平和主義の原則に基づき、改めて非核三原則が完全に実施されることを願うとともに、あらゆる国の核兵器の廃絶と軍縮を全世界に強く訴え、恒久平和を希求し、ここに三原市を「非核・平和都市」とすることを宣言する。</p>	P 1

3	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	昭和40(1965)年の第20回国連総会において、締約国が人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なく実施すること等を主な内容とし、全会一致で採決されたものです。	P2
4	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	昭和54(1979)年の第34回国連総会において、第2次世界大戦のような悲劇を二度と繰り返さないようにとの考えでできた国際連合は、基本的人権の尊重、男女平等の実現について積極的に取り組んできたが、女子に対する差別が依然として広範に存在していることから採択されたものです。	P2
5	児童の権利に関する条約	平成元(1989)年に国連総会で採択された条約。18歳未満のすべての者を対象に、生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障の権利、教育についての権利等について包括的に規定したものです。わが国は、平成6(1994)年に批准しました。	P2
6	国連婦人の10年	昭和23(1948)年の第3回国連総会において、「世界人権宣言」がうたわれ、昭和41(1966)年には「国際人権規約」が採択され、この人権の立場から女性の地位の改善について、次々と宣言や条約が採択されてきました。昭和42(1967)年「婦人に対する差別撤廃宣言」が採択され、この宣言を実効あるものとするため、昭和50(1975)年を「国際婦人年」とし、婦人問題に集中的に取り組む年と決定し、さらに向こう10年間に女性の地位向上に必要な施策と行動を、各国政府に呼びかけたものです。	P2
7	人権教育のための国連10年	平成5(1993)年、ウィーンで開催された世界人権会議において採択された「ウィーン宣言及び行動計画」において人権教育の重要性が協調され、「人権教育のための国連10年」を宣言するよううたわれた。 これを受けて、平成6(1994)年の第49回国連総会において、平成7(1995)年～平成16(2004)年を「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。人権教育を「知識と技術の伝授及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、各国にさまざまな	P3

		活動を行うことを提唱したものです。	
8	人権教育のための国連10年に関する国内行動計画	「人権教育のための国連10年」に係る施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、政府は平成7（1995）年12月に内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置し、その後、平成9（1997）年7月に、行動計画を取りまとめたものです。	P3
9	人権擁護施策推進法	平成8（1996）年12月に公布され、4条の条文からなり、第1条では、目的規定として「人権擁護に関する施策の推進を図り、もって人権の擁護に資する」ことを、第2条では、責務規定として「人権教育及び啓発に関する施策の推進並びに人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の責務とする」ことを、第3条では、審議会設置規定として「国の責務に関する事項を審議する審議会を法務省に設置する」ことを、第4条では、審議会の組織に関する規定をそれぞれ定め、附則でこの法律は5年で失効する旨を定めたものです。	P3
10	三原市人権施策推進協議会	人権が尊重される社会づくりに係る調査、審議及び答申に関する事務を担当する「人権条例」で規定される協議会で、有識者などで構成され、定数15人以内で組織されるものです。	P4
11	アンコンシャス・バイアス	「無意識の偏ったモノの見方」のこと。他にも「無意識の思い込み」、「無意識の偏見」等と表現されることがある。	P5
12	ジェンダー	「男らしさ、女らしさ」のように、出生後に社会慣習や文化によって作られてきた性差観念をいいます。	P8
13	セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	相手の意に反した性的な言葉やふるまいによって、労働条件を悪化されたり、就業に悪影響を及ぼし、働きにくくされることをいいます。	P8
14	ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者や恋人など親しい関係のパートナーから加えられる暴力。身体に対する暴力のほか、精神的暴力や性的暴力も含まれます。	P9
15	女性活躍推進法	平成27（2015）年に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」として施行されました。これは、女性の働き方を改革して、関連情報の見える化・活用の推進を目的としたもので、就労状況・条件の男女差を解消し、男性の暮らし方や意識改革を進め	P9

		て、女性が活躍できる社会にするために導入されました。	
16	メディアリテラシー	テレビやインターネット、新聞などの出版物など各種メディアが発信する情報を主体的に読み解き、情報を理解する能力です。また、自ら発信する能力の意味も含まれています。	P11
17	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常により良いものに改良していこうという考え方。	P15
18	同和対策審議会答申	昭和 36 (1961) 年、総理府に同和対策審議会が設置され、内閣総理大臣より「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問をうけ、昭和 40 (1965) 年に審議した結果をまとめた答申が出され、同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとされています。	P15
19	登録型本人通知制度	戸籍や住民票などの個人情報が入身元調査などに使用されることを抑止することを目的に、住民票の写しや戸籍謄本などを第三者に交付した場合に交付の事実を希望する本人にお知らせする制度です。	P17
20	隣保 6 事業	隣保館の設置目的である、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を行う事を目的としており、その基本事業である「社会調査研究事業」「相談事業」「啓発・広報活動事業」「地域交流事業」「周辺地域巡回事業」「地域福祉事業」の 6 つの事業のことです	P17
21	コミュニティセンター	地域の生活圏整備の核としての複合施設。主なものは、集会・図書・実習・相談・児童高齢者福祉などの諸施設です。	P17
22	HIV (ヒト免疫不全ウイルス)	エイズの原因となるウイルスのひとつ。HIV 感染症は、その感染経路が特定されているうえ、感染力もそれほど強いものでないことから、いたずらに感染を恐れる必要はないものです。	P19
23	ハンセン病	癩 (らい) 菌の感染によって起こる伝染病。ハンセン病は、潜伏期は 3 年から 20 年にも及ぶため、かつては	P19

		遺伝性と誤解されたこともありましたが。現在では、治療方法が確立し、伝染力は弱く、治癒する病気です。	
24	プライバシー	個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利です。	P20
25	三原市人権行政推進協議会	人権行政の基本方針及び事業計画の審議、必要な関係部局相互の連絡協議、人権行政の実施状況及び実施計画の検討など人権行政の総合的な推進を図るため設置され、副市長、教育長以下各部長級で組織されているものです。	P23

資 料

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・・・・・・・・ 28

平成 12 (2000) 年 12 月 6 日公布施行

- 2 人権教育・啓発に関する基本計画・・・・・・・・・・ 30

平成 14 (2002) 年 3 月 15 日策定 平成 23 (2011) 年 4 月 1 日改定

- 3 広島県人権教育・啓発指針・・・・・・・・・・ 70

平成 14 (2002) 年 5 月策定

- 4 広島県人権教育推進プラン・・・・・・・・・・ 75

平成 14 (2002) 年 12 月策定

- 5 広島県人権啓発推進プラン・・・・・・・・・・ 78

平成 14 (2002) 年 11 月策定 平成 28 (2016) 年 3 月改定

1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成十二年十二月六日)

(法律第四百七十七号)

第百五十回臨時国会

第二次森内閣

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律をここに公布する。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養^{かん}を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

2 人権教育・啓発に関する基本計画

(平成十四年四月十九日)

(法務省／文部科学省／告示第一号)

改正 平成二三年四月一九日／法務省／文部科学省／告示第一号

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十七号）第七条の規定に基づき、人権教育・啓発に関する基本計画（平成十四年三月十五日閣議決定）が定められたので、公表する。

人権教育・啓発に関する基本計画

第1章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組を挙げることができる。すなわち、平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成7年12月15日の閣議決定により、内閣

総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成8年12月には、人権擁護施策推進法が5年間の時限立法として制定され（平成8年法律第120号、平成9年3月25日施行）、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

2 基本計画の策定方針と構成

(1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」

（第3条）と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」（第7条）と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

(2) 基本計画の構成

基本計画は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、まず、第1章「はじめに」において、人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びその構成を明らかにするとともに、第2章「人権教育・啓発の現状」及び第3章「人権教育・啓発の基本的な在り方」において、我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方について言及した後、第4章「人権教育・啓発の推進方策」において、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示することとし、その具体的な内容としては、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいる。そして、最後に、第5章「計画の推進」において、計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述している。

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては、国の取組にとどまらず、地方公共団体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため、政府においては、これら団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取組を着実に推進することとする。

第2章 人権教育・啓発の現状

1 人権を取り巻く情勢

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。それは、我が国憲法のみならず、戦後、国際連合において作成され現在我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にも則っ

て行われている。他方、国内外から、これらの諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や、公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており、国連10年国内行動計画においても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要課題に関して、「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」とこととされている。また、近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え、マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等の問題が生じている。マスメディアによる犯罪の報道に関しては少年事件等の被疑者及びその家族についても同様の人権問題が指摘されており、その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じている。

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる。また、より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないことが挙げられ、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

人権教育・啓発に関しては、これまでも各方面で様々な努力が払われてきているが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっている。

2 人権教育の現状

(1) 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び教育基本法並び

に国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。

(2) 人権教育の実施主体

人権教育の実施主体としては、学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などが挙げられる。

学校教育及び社会教育における人権教育に関係する機関としては、国レベルでは文部科学省、都道府県レベルでは各都道府県教育委員会及び私立学校を所管する都道府県知事部局、市町村レベルでは各市町村教育委員会等がある。そして、実際に、学校教育については、国や各都道府県・市町村が設置者となっている各国公立学校や学校法人によって設置される私立学校において、また、社会教育については、各市町村等が設置する公民館等の社会教育施設などにおいて、それぞれ人権教育が具体的に推進されることとなる。

(3) 人権教育の現状

ア 学校教育

学校教育においては、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育の充実を図っている。

最近では、教育内容の基準である幼稚園教育要領、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校の学習指導要領等を改訂し、「生きる力」（自ら学び自ら考える力、豊かな人間性など）の育成を目指し、それぞれの教育の一層の充実を図っている。

幼稚園においては、他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりをもつようにすることなどを幼稚園教育要領に示しており、子どもたちに人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して指導している。なお、保育所においては、幼稚園教育要領との整合性を図りつつ策定された保育所保育指針に基づいて保育が実施されている。

小学校・中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。例えば、社会科においては、日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本的人権の保障などについて理解を深めることとされ、また、道徳においては、「だれに対しても差別することや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める」、「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら義務を果たす」よう指導することとされている。さらに、平成14年度以降に完全実施される新しい学習指導要領においては、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な生活の中に生かすことが強調されたほか、指導上の配慮事項として、多様な人々との交流の機会を設けることが示されている。加えて、平成13年7月には学校教育法が改正され、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実に努めることとされたところであり、人権教育の観点からも各学校の取組の促進が望まれる。

盲・聾・養護学校では、障害者の自立と社会参加を目指して、小・中・高等学校等に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を克服するための指導を行っており、今般の学習指導要領等の改訂では、一人一人の障害の状態等に応じた一層きめ細かな指導の充実が図られている。また、盲・聾・養護学校や特殊学級では、子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむとともに、社会における障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々などが共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われており、新しい学習指導要領等ではその充実が図られている。

大学等における人権教育については、例えば法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等として、人権教育に関する科目が開設されている大学もある。以上、学校教育については、教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に

人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されているところである。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供や、家庭でのしつけの在り方などを分かりやすく解説した家庭教育手帳・家庭教育ノートを乳幼児や小学生等を持つ親に配布するなどの取組が行われている。この家庭教育手帳・家庭教育ノートには「親自身が偏見を持たず、差別をしない、許さないということ、子どもたちに示していくことが大切である」ことなどが盛り込まれている。

また、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。さらに、社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。そのほか、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

加えて、平成13年7月には、社会教育法が改正され、青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会の事務として明記されたところであり、人権尊重の心を養う観点からも各教育委員会における取組の促進が望まれる。

このように、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている。

3 人権啓発の現状

(1) 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（同法第3条）。すなわち、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、

これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

(2) 人権啓発の実施主体

人権擁護事務として人権啓発を担当する国の機関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局及び地方法務局の人権擁護部門のほか、法務大臣が委嘱する民間のボランティアとして人権擁護委員制度が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関が一体となって人権啓発活動を行っている。また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権にかかわる様々な活動が展開されている。

なお、法務省の人権擁護機関については、人権擁護推進審議会の人権救済制度の在り方に関する答申（平成13年5月25日）及び人権擁護委員制度の改革に関する答申（平成13年12月21日）を踏まえ、人権委員会の設置等、新たな制度の構築に向けた検討が進められているところである。

(3) 人権啓発の現状

ア 国の人権擁護機関の啓発活動

国は、前記のとおり、関係各府省庁が、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っている。特に、人権擁護事務として人権啓発を担当する法務省の人権擁護機関は、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等のために様々な啓発活動を展開している。すなわち、毎年啓発活動の重点目標を定め、人権週間や人権擁護委員の日など節目となる機会をとらえて全国的な取組を展開しているほか、中学生を対象とする人権作文コンテストや小学生を主たる対象とする人権の花運動、イベント的要素を取り入れ明るく楽しい雰囲気の中でより多くの人々に人権問題を考えてもらう人権啓発フェスティバル、各地のイベント等の行事への参加など、年間を通して様々な啓発活動を実施している。具体的な啓発手法としては、人権一般や個別の人権課題に応じて作成する啓発冊子・リーフレット・パンフレット・啓発ポスター等の配布、その時々々の社会の人権状況に合わせた講演会・座談会・討論会・シンポジウム等の開催、映画会・演劇会等の開催、テレビ・ラジオ・有線放送等マスメディアを活用した啓発活動など、多種多様な手法を用いるとともに、それぞれに創意工夫を凝らしている。また、従来、国や多くの地方公共団体が各別に啓発活動を行うことが多く、その間の連携協力が必ずし

も十分とは言えなかった状況にかんがみ、人権啓発のより一層効果的な推進を図るとの観点から、都道府県や市町村を含めた多様な啓発主体が連携協力するための横断的なネットワークを形成して、人権啓発活動ネットワーク事業も展開している。さらに、以上の一般的な啓発活動のほか、人権相談や人権侵犯事件の調査・処理の過程を通じて、関係者に人権尊重思想を普及するなどの個別啓発も行っている。

このように、法務省の人権擁護機関は人権啓発に関する様々な活動を展開しているところであるが、昨今、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていない、啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容に対する国民の周知度が十分でない、その実施体制や担当職員の専門性も十分でない等の問題点が指摘されている。

イ 地方公共団体の啓発活動

地方公共団体は、都道府県及び市町村のいずれにおいても、それぞれの地域の実情に応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調査・研究、研修会の開催など様々な啓発活動を行っており、その内容は、まさに地域の実情等に応じて多種多様である。特に、都道府県においては、市町村を包括する広域的な立場や市町村行政を補完する立場から、それぞれの地域の実情に応じ、市町村を先導する事業、市町村では困難な事業、市町村の取組を支援する事業などが展開されている。また、市町村においては、住民に最も身近にあって住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている。

ウ 民間団体、企業の啓発活動

民間団体においても、人権全般あるいは個々の人権課題を対象として、広報、調査・研究、研修等、人権啓発上有意義な様々な取組が行われているほか、国、地方公共団体が主催する講演会、各種イベントへの参加など、人権にかかわる様々な活動を展開しているところであり、今後とも人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待される。

また、企業においては、その取組に濃淡はあるものの、個々の企業の実情や方針等に応じて、自主的な人権啓発活動が行われている。例えば、従業員に対して行う人権に関する各種研修のほか、より積極的なものとしては、人権啓発を推進するための組織の設置や人権に関する指針の制定、あるいは従業員に対する人権標語の募集などが行われている例もある。

第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえると、次のような点を挙げることができる。

(1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

(2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

(3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得

することはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。

人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。

第4章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。それらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで、ここでは、第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ、国連10年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることとする。

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに、高等教育については、こうした「生きる力」を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進していく。

第一に、学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく。また、心に響く道德教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため、モデルとなる地域や学校を設け、その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の間等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため、広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取組を促進する。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを、市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのために、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い、その成果を全国に普及していく。

第四に、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び、その資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

(2) 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとより実施の方法においても、国民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権一般にかかわる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせない。

ア 内容

啓発の内容に関して言えば、国民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が重要であり、そのような啓発として、特に以下のものを挙げることができる。

i 人権に関する基本的な知識の習得

総理府（現内閣府）の世論調査（平成9年実施）の結果によれば、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度が低下傾向にあるが、この点にも象徴されるように、国民の人権に関する基本的な知識の習得が十分でないことが窺われる。そこで、憲法を始めとした人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要がある。

ii 生命の尊さ

近年、小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件が頻発し、社会的耳目を集めているが、これらに限らず、いじめや児童虐待、ストーカー行為、電車等の交通機関内におけるトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々、日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶たない。その背景として、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されており、改めて生命の尊さ・大切さや、自己がかげがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要がある。

iii 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。そこで、こ

これらの風潮や意識の是正を図ることが重要であるが、そのためには、互いの人権を尊重し合うということの意味が、各人の異なる個性を前提とする価値基準であることを国民に訴えかける啓発を推進する必要がある。

イ 方法

啓発の方法に関し、国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点としては、以下のものを挙げるができる。

i 対象者の発達段階に応じた啓発

一般的に言えば、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また、対象者の発達段階に応じた手法の選択ということも重要であり、例えば、幼児児童に対する人権啓発としては、「他人の痛みが分かる」、「他人の気持ちを理解し、行動できる」など、他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子どもが人権に関する作文を書くことを通して自らの課題として理解を深めたり、自ら人権に関する標語を考えたりするなどの啓発手法が効果的である。そして、ある程度理解力が備わった青少年期には、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等を通じて、高齢者や障害のある人などと直接触れ合い、そうした交流の中で人権感覚を培っていくことが期待される。

ii 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば、人権上大きな社会問題となった事例に関して、人権擁護に当たる機関が、タイミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは、広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨する上で、大きな効果を期待できる。特に、その具体的な事例が自分の居住する地域と関連が深いものである場合には、地域住民が人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることにつながるので、その意味でも、具体的な事例を挙げて、地域に密着した啓発を行うことは効果的である。

なお、過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては、そこで得られた教訓を踏まえて、将来、類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から啓発を行うことも有意義

である。その場合、人権を侵害された被害者は心に深い傷を負っているということにも十分配慮し、被害者の立場に立った啓発を心掛ける必要がある。

iii 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等、啓発主体が国民に向けて行う啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが、国民の一人一人が人権感覚や感性を体得するという観点からすると、このような受身型の啓発には限界がある。そこで、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法（例えば、各種のワークショップや車椅子体験研修等）にも着目し、これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

(1) 女性

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いている（第24条）。しかし、現実には、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力事案等が社会的に問題となるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

女性の地位向上は、我が国のみならず世界各国に共通した問題意識となっており、国際連合を中心とした国際的な動向をみると、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、これに続く1976年から1985年までの10年間を「国連婦人の10年」として位置付け、この間に、女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に奨励されている。また、1979年に女子差別撤廃条約が採択（1981年発効、我が国の批准1985年）され、1993年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか、世界各地で女性会議等の国際会議が開催されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われている。

我が国においても、従来から、こうした国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組が総理府（現内閣府）を中心に展開されてきた。特に、平成11年6月には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）が制定され、平成12年12月には、同法に基づいた初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されている。また、平成13年1月の中央省庁等改革に際し、内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制が充実・強化された。

なお、女性に対する暴力の関係では、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）の制定等、立法的な措置がとられている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、国が率先垂範して取組を進めるとともに、地方公共団体、企業、各種機関・団体等のあらゆる分野へ広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。（全府省庁）
- ② 男女共同参画の視点に立って様々な社会制度・慣行の見直しを行うとともに、これらを支えてきた人々の意識の改革を図るため、国民的広がりを持った広報・啓発活動を積極的に展開する。また、女性の権利に関係の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、女性2000年会議の「成果文書」等の国際文書の内容の周知に努める。（全府省庁）
- ③ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ④ 性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を充実させる。（文部科学省）
- ⑤ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参画を積極的に支援するための事業を「女性と仕事の未来館」において実施する。（厚生労働省、文部科学省）

- ⑥ 農山漁村の女性が、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。（農林水産省）
- ⑦ 国の行政機関の策定する広報・出版物等において性にとらわれない表現を促進するとともに、メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため、メディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。（内閣府ほか関係省庁）
- ⑧ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。（内閣府）
- ⑨ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。（警察庁）
- ⑩ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し女性の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑪ 女性の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、平成12年に全国に設置した電話相談「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）
- ⑫ 我が国が主導的な役割を果たした結果国連婦人開発基金(UNIFEM)内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」等、女性の人権擁護にかかわる国際的取組に対して協力する。（外務省）

(2) 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法を始め、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、

国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にある。例えば、少年非行は、現在、戦後第4の多発期にあり、質的にも凶悪化や粗暴化の傾向が指摘されている。一方で、実親等による子に対する虐待が深刻な様相を呈しているほか、犯罪による被害を受ける少年の数が増加している。児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発している。さらに、学校をめぐるのは、校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にある。

このような状況を踏まえ、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（平成11年法律第52号）、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）の制定など個別立法による対応も進められている。さらに、家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要である。大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められている。

こうした認識に立って、子どもの人権に関係の深い様々な国内の法令や国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、地域社会、学校、家庭、民間企業・団体や情報メディア等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ② 学校教育及び社会教育を通じて、憲法及び教育基本法に則り、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努める。学校教育については、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進するとともに、幼児児童生徒の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるように努める。その際、自他の権利を大切にすることとともに、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に努めていく。社会教育においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館等における各種学級・講座等による学習機会の充実に努める。（文部科学省）

- ③ 学校教育法及び社会教育法の改正（平成13年7月）の趣旨等を踏まえ、子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、全小・中・高等学校等において、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動を積極的に推進する。（文部科学省）
- ④ 校内暴力やいじめ、不登校などの問題の解決に向け、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実を始めとする取組を推進する。また、問題行動を起こす児童生徒については、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、必要に応じて出席停止制度の適切な運用を図るとともに、学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームを組織して個々の児童生徒の援助に当たるなど、地域ぐるみの支援体制を整備していく。（文部科学省）
- ⑤ 親に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努める。（文部科学省）
- ⑥ 児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、警察等の関係機関が連携を強化し、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動を推進する。（厚生労働省、文部科学省、警察庁）
- ⑦ 児童買春・児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっていることから、児童の権利に関する条約の広報等を通じ、積極的にこの問題に対する理解の促進に取り組む。（外務省）
- ⑧ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。（警察庁）
- ⑨ 保育所保育指針における「人権を大切に作る心を育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。また、保育士や子どもにかかわる指導員等に対する人権教育・啓発の推進を図る。（厚生労働省）
- ⑩ 児童虐待や体罰等の事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑪ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。（文部科学省）

⑫ 子どもの人権問題の解決を図るため、「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するほか、法務局・地方方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、「子どもの人権110番」による電話相談を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(3) 高齢者

人口の高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいる。我が国においては、2015年には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されているが、これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに追いついておらず、早急な対応が喫緊の課題となっている。

高齢化対策に関する国際的な動きをみると、1982年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、1991年の第46回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌年1992年の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

我が国においては、昭和61年6月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策の推進を図ってきたが、平成7年12月に高齢社会対策基本法が施行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱（平成8年7月閣議決定）を基本として、国際的な動向も踏まえながら、各種の対策が講じられてきた。平成13年12月には、引き続きより一層の対策を推進するため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されたところである。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されているが、こうした動向等を踏まえ、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう、以下の取組を積極的に推進することとする。

① 高齢者の人権についての国民の認識と理解を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）

② 「敬老の日」「老人の日」「老人週間」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。（厚生労働省）

- ③ 学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。
(文部科学省)
- ④ 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑤ 高齢者との世代間の相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- ⑥ 高齢者が社会で活躍できるよう、ボランティア活動など高齢者の社会参加を促進する。(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- ⑦ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため、定年の引き上げ等による65歳までの安定した雇用の確保、再就職の援助、多様な就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。(厚生労働省)
- ⑧ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が農業生産活動、地域社会活動等において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。(農林水産省)
- ⑨ 高齢者に関しては、介護者等による肉体的虐待、心理的虐待、経済的虐待(財産侵害)等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し高齢者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑩ 高齢者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、高齢者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(4) 障害者

障害者基本法第3条第2項は、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しているが、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もある。

障害者問題に関する国際的な動向をみると、国際連合では、1971年に「知的障害者の権利宣言」、1975年に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され、障害者の基本的人権と障害者問題について、ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されたのを始めとして、1976年の第31回総会においては、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」とする決議が採択されるとともに、その際併せて採択された「国際障害者年行動計画」が1979年に承認されている。また、1983年から1992年までの10年間を「国連・障害者の十年」とする宣言が採択され、各国に対し障害者福祉の増進が奨励されたが、「国連・障害者の十年」の終了後は、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)において、1993年から2002年までの10年間を「アジア太平洋障害者の十年」とする決議が採択され、更に継続して障害者問題に取り組むこととされている。

我が国においても、このような国際的な動向と合わせ、各種の取組を展開している。まず、昭和57年3月に「障害者対策に関する長期計画」が策定されるとともに、同年4月には内閣総理大臣を本部長とする障害者対策推進本部（平成8年1月、障害者施策推進本部に改称）が設置され、障害者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実が図られることとなったが、平成5年3月には同長期計画を改めた「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、また、平成7年12月には新長期計画の最終年次に合わせて、平成8年度から平成14年度までの7カ年を計画期間とする「障害者プラン」を策定することで、長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。（内閣府）
- ② 障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ③ 障害者の自立と社会参加を目指し、盲・聾・養護学校や特殊学級等における教育の充実を図るとともに、障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施、小・中学校の教職員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。さらに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、障害者に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。（文部科学省）

- ④ 障害者の職業的自立意欲の喚起及び障害者の雇用問題に関する国民の理解を促進するため、障害者雇用促進月間を設定し、全国障害者雇用促進大会を開催するなど障害者雇用促進運動を展開する。また、障害者の職業能力の向上を図るとともに、社会の理解と認識を高めるため、身体障害者技能競技大会を開催する。（厚生労働省）
- ⑤ 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。（厚生労働省）
- ⑥ 障害者に関しては、雇用差別、財産侵害、施設における劣悪な処遇や虐待等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し障害者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑦ 障害者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）
- ⑧ 国連総会で採択された「障害者に関する世界行動計画」の目的実現のためのプロジェクトを積極的に支援するため、「国連障害者基金」に対して協力する。（外務省）

(5) 同和問題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきており、特に戦後は、3本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。

これらの施策等によって、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」（平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申）ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど、深刻な状況にある。

地域改善対策特定事業については、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 同和問題に関する差別意識については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(平成8年7月26日閣議決定)」に基づき、人権教育・啓発の事業を推進することにより、その解消を図っていく。(文部科学省、法務省)
- ② 学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し、学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組を推進していく。(文部科学省)
- ③ 同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ④ 雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。(厚生労働省)
- ⑤ 小規模事業者の産業にかかわりの深い業種等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、その理解を深めるための啓発事業を実施する。(経済産業省)
- ⑥ 都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。(農林水産省)
- ⑦ 社会福祉施設である隣保館においては、地域改善対策協議会意見具申(平成8年5月17日)に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する。また、地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも、積極的な連携を図る。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑧ 同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け、啓発等の取組を推進する。(法務省ほか関係省庁)
- ⑨ 同和問題に関しては、結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調

査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

- ⑩ 同和問題に係る人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、同和問題に関し人権侵害を受けたとする者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有している。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、平成7年3月、内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、法制度の在り方を含め今後のウタリ対策の在り方について検討が進められることとなり、同懇談会から提出された報告書の趣旨を踏まえて、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号）が制定された。現在、同法に基づき、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されている。

こうした動向等を踏まえ、国民一般がアイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重するとの観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。（文部科学省、国土交通省）

- ② アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ③ 学校教育では、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修を推進する。（文部科学省）
- ④ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。（文部科学省）
- ⑤ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。（厚生労働省）
- ⑥ アイヌの人々に関しては、結婚や就職等における差別等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しアイヌの人々の人権の重要性及びアイヌの文化・伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑦ アイヌの人々の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、アイヌの人々が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(7) 外国人

近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増している。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。

しかし、現実には、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。その背景には、我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられるが、未だに一部に問題が存在している。

以上のような認識に立ち、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重されるために、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ② 学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒に対して、日本語の指導を始め、適切な支援を行っていく。（文部科学省）
- ③ 外国人に関しては、就労における差別や入居・入店拒否、在日韓国・朝鮮人児童・生徒への暴力や嫌がらせ等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し外国人の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ④ 外国人の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、通訳を配置した外国人のための人権相談所を開設するなど、人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(8) HIV 感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところがある。

ア HIV 感染者等

HIV 感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIV によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいる。エイズは、1981年(昭和56年)にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあるが、

我が国においても昭和60年3月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきた。

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできたが、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れている。しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

政府としては、基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く国民に伝えるとともに、エイズ患者やHIV感染者との共存・共生に関する理解を深める観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① HIV感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、世界エイズデーの開催等を通じて、HIV感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別意識を解消し、HIV感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省、厚生労働省）
- ② 学校教育においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進する。（文部科学省）
- ③ 職場におけるエイズ患者やHIV感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。（厚生労働省）
- ④ エイズ患者やHIV感染者に関しては、日常生活、職場、医療現場等における差別、プライバシー侵害等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しエイズ患者やHIV感染者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑤ エイズ患者やHIV感染者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、相談内容に関する秘密維持を一層厳格

にするなどエイズ患者やHIV感染者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

イ ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものであるが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。この隔離政策は、昭和28年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、依然として改められることはなかった。平成8年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなるが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にある。

このような状況の下、平成13年5月11日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下されたが、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつある。

政府としては、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、より一層の強化を図っていく必要があり、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① ハンセン病に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、ハンセン病資料館の運営等を通じて、ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても、啓発資料の適切な活用を図る。（法務省、厚生労働省、文部科学省）
- ② ハンセン病患者・元患者等に関しては、入居拒否、日常生活における差別や嫌がらせ、社会復帰の妨げとなる行為等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、

関係者に対しハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者等の人権の重要性について理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

- ③ ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組む。特に、ハンセン病療養所の入所者等に対する人権相談を積極的に行い、入所者の気持ちを理解し、少しでも心の傷が癒されるように努める。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようになるためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要がある。

(10) 犯罪被害者等

近時、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっている。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、平成12年に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、平成13年には犯罪被害者等給付金支給法が改正されたところであり、今後、こうした制度の適正な運用が求められる。

また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。

こうした動向等を踏まえ、マスメディアの自主的な取組を喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する必要がある。

(11) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等がある。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然であるが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く国民に対して啓発活動を推進する。（法務省）
- ② 学校においては、情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。（文部科学省）

(12) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年（1991年）以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年（2002年）9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は、平成22年（2010年）までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民

の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年（2003年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。（全府省庁）
 - ② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。（内閣官房、法務省）
 - ③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。（内閣官房、総務省、法務省）
 - ④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。（文部科学省）
 - ⑤ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。（内閣官房、外務省）
- (13) その他

以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

国連10年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の13の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしている。これを受けて関係各府省庁では、それぞれ所要の取組が実施されているところであるが、このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、例えば、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが望まれる。

また、議会関係者や裁判官等についても、立法府及び司法府において同様の取組があれば、行政府としての役割を踏まえつつも、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力に努めるものとする。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって充実・強化していく必要がある。特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、現在、全国に約14,000名配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であるが、その際、適正な人材の確保・配置などにも配慮し、その基盤整備を図る必要がある。

また、法務省の人権擁護機関を始めとする実施主体に関する国民一般の認識は、世論調査の結果等によれば、十分とは言えない。一般に、実施主体の組織及び活動について啓発対象者が十分な認識を持っていればいるほど、啓発効果も大きなものを期待することができることから、各実施主体は、広報用のパンフレットを作成したり、ホームページを開設するなど、平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

(2) 実施主体間の連携

ア 既存組織の強化

人権教育・啓発の推進に関しては、現在、様々な分野で連携を図るための工夫が凝らされているが、今後ともこれらを充実させていくことが望まれる。

特に、国における「人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会」（平成12年9月25日、関係府省庁の事務次官等申合せにより設置）及び地方における「人権啓発活動ネットワーク協

議会」(人権啓発活動ネットワーク事業の一環として、法務省が平成10年度からその構築を進めており、既に全都道府県に設置されているほか、市町村レベルについても、各法務局、地方法務局の直轄及び課制支局管内を中心に設置が進められている)は、人権教育・啓発一般にかかわる連携のための横断的な組織であって、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図る上で大きな役割を担っており、その組織力や活動の充実強化等、更なる整備・発展を図っていくべきである。

イ 新たな連携の構築

人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進していくためには、既存組織の連携の強化のみならず、新たな連携の構築も視野に入れる必要がある。例えば、対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携の構築が重要である。

また、女性、子ども、高齢者等の各人権課題ごとに、関係する様々な機関において、その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが、これらをより総合的かつ効果的に推進するためには、これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり、各人権課題・分野等に即して、より柔軟かつ幅広い連携の在り方が検討されるべきである。

さらに、人権擁護の分野においては、公益法人や民間のボランティア団体、企業等が多種多様な活動を行っており、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されるが、そのような観点からすれば、これら公益法人や民間団体、企業等との関係においても、連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。なお、連携に当たっては、教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

(3) 担当者の育成

国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要である。

また、日常生活の中で人権感覚を持って行動できる人材を育成するため、社会教育において推進している事業で得た成果や(財)人権教育啓発推進センターなどの専門機関の豊富な知識と経験等を活用し、人権教育・啓発の担当者の育成を図るための研修プログラムの策定についても検討すべきである。なお、国及び地方公共団体が研修を企画・実施する場合において、民間の専門機関を活用するに当たっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の担当者として、日頃から人権感覚を豊かにするため、自己研鑽に努めることが大切であり、主体的な取組を促していくことが重要である。

(4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のものであるから、その整備・充実に努めることが肝要である。そして、人権教育・啓発の各実施主体等関係諸機関が保有する資料等については、その有効かつ効率的な活用を図るとの観点から、各機関相互における利用を促進するための情報ネットワーク化を検討するほか、多くの人々がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努めることが望まれる。

また、人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから、時代の流れを反映した文書等、国内外の新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに、従来必ずしも調査研究が十分でなかった分野等に関するものについても、積極的に収集に努める必要がある。

さらに、人権に関する各種蔵書やこれまでに地方公共団体が作成した各種の啓発冊子、ポスター、ビデオなどで構成されている（財）人権教育啓発推進センターの「人権ライブラリー」の充実を図り、人権教育・啓発に関する文献・資料の活用に関する環境の向上に資することが重要である。

(5) 内容・手法に関する調査・研究

ア 既存の調査・研究の活用

企業、民間団体等が実施した人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究は、斬新な視点（例えば、ターゲットを絞って、集中的かつ綿密な分析を行うなど）からのアプローチが期待でき、その調査・研究の手法を含めた成果等を活用することにより、より効果的な啓発が期待できる。

また、地方公共団体は、これまで様々な人権問題の啓発に取り組んできており、その啓発手法等に関する調査・研究には多大の実績がある。これらの調査・研究の成果等は、地域の実情、特性を踏まえた地域住民の人権意識の高揚を図る観点から取り組まれたものとして、各地域の実情を反映した参考とすべき多くの視点が含まれている。

さらに、日本国内における人権に関する調査・研究の成果等とは別に、諸外国における調査・研究の成果等を活用することも、次のような意味にかんがみて、十分検討に値するものである。

- ① 人権擁護に関する制度的な差異に着目して啓発手法の比較検討ができ、新たな手法創出の参考となる。

② 調査・研究の成果等から諸外国における国民、住民の人権意識の状況等を知ることができ、我が国の人権状況の把握に資する。

イ 新たな調査・研究等

より効果的な啓発内容及び啓発手法に関する新たな調査・研究も必要であるが、そのための条件整備の一環として、啓発内容及び啓発手法に関する開発スタッフ等の育成が重要である。

また、民間における専門機関等には、啓発のノウハウについて豊富な知識と経験を有するスタッフにより、多角的な視点から効果的な啓発内容及び啓発手法を開発することを期待することができることから、これら民間の専門機関等への開発委託を行うほか、共同開発を推進することも望まれる。

ウ その他

調査・研究及び開発された人権教育・啓発の内容・手法を実際に人権啓発フェスティバル等において実践し、その啓発効果等を検証する仕組みについても検討する必要がある。

(6) (財) 人権教育啓発推進センターの充実

(財) 人権教育啓発推進センターには、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている。

そこで、その役割を十分に果たすため、組織・機構の整備充実、人権課題に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保など同センターの機能の充実を図るとともに、人権ライブラリーの活用、人権啓発指導者養成研修のプログラムや人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など、同センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要である。

なお、(財) 人権教育・啓発推進センターの充実に当たっては、民間団体としての特質を十分生かした方策とするとともに、政府において検討が進められている公益法人に関する改革と整合的なものとなるよう十分配慮する必要がある。

(7) マスメディアの活用等

ア マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、より多くの国民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。

マスメディアには、映像、音声、文字を始め多種多様な媒体があり、各々その特性があることから、媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用することが重要である。

イ 民間のアイデアの活用

人権教育・啓発に関するノウハウについて、民間は豊富な知識と経験を有しており、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから、その積極的活用が望まれる。また、民間の活用にあたっては、委託方式も視野に入れ、より効果を高め、いく努力をするとともに、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

ウ 国民の積極的参加意識の醸成

人権教育・啓発を効果的に行うためには、広く国民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有意義である。そのような手法の一つとして、現在でも、例えば、人権標語、人権ポスター図案の作成等について一般国民からの募集方式を導入し、優秀作品に対して表彰を行うとともに、優秀作品の積極的な活用に努めているところであるが、今後とも、創意工夫を凝らしながら、積極的に推進する必要がある。

(8) インターネット等 IT 関連技術の活用

近年、情報伝達の媒体としてのインターネットは長足の進歩を遂げ、更に急速な発展を続けている。そこで、高度情報化時代におけるインターネットの特性を活用して、広く国民に対して、多種多様の人権関係情報（例えば、条約、法律、答申、条例、各種啓発資料（冊子、リーフレット、ポスター、ビデオ等））を提供するとともに、基本的人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活動（例えば、世界人権宣言の内容紹介、各種人権問題の現況及びそれらに対する取組の実態の紹介、その他人権週間行事など各種イベントの紹介等）を推進する。

また、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、人権教育・啓発の実施主体によるホームページの開設、掲載内容の充実、リンク集の開発、情報端末の効果的な利用なども望まれる。

第5章 計画の推進

1 推進体制

政府は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、法務省及び文部科学省を中心とする関係各府省庁の緊密な連携の下に本基本計画を推進する。その具体的な推進に当たっては、「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を始めとする各種の連携のための場を有効に活用するものとする。

関係各府省庁は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図る。

2 地方公共団体等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きい。これらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携を保ちながら、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本基本計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見にも配慮する必要がある。

また、地方公共団体に対する財政支援については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」（人権教育・啓発推進法第9条）との趣旨を踏まえ、適切に対応していく。

さらに、国際的な潮流を十分に踏まえ、人権の分野における国際的取組に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 計画のフォローアップ及び見直し

人権教育・啓発に関する国会への年次報告書（白書）の作成・公表等を通じて、前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、基本計画のフォローアップに努めるものとする。

また、我が国の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努めるとともに、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応するため、必要に応じて本基本計画の見直しを行う。

3 広島県人権教育・啓発指針

前文

20世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和がいかにかけがえのないものかを学んだ。とりわけ、人類史上最初の原子爆弾による惨禍を経験した本県にとって、21世紀を迎えた今日、世界の恒久平和の実現は県民の切なる願いである。こうした中で、われわれは、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という、大きな教訓を得た。

日本国憲法が保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、何人も侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされている。わが国においては、このような基本的な立場にたって、人権を確立するための諸施策が推進されてきた。

さらに今日、社会の国際化、情報化、高齢化などの進展に伴って、人権を擁護するための新しい取組が必要となっている。こうした情勢のもと、国においては、平成9年7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定された。さらに平成12年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定された。この法律において、人権教育及び人権啓発を推進することについて、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされたところである。

これらのことを通して、国は、すべての人々の人権が尊重される真に平和で豊かな社会を実現しようとするものである。

本県においては、このような認識に立ち、次の方針に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するものとする。

第1 人権尊重の理念

人権は、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が、かけがえのない存在としての生存と自由を確保し、だれもが幸福に生きるために、欠かすことのできない権利である。

人権尊重とは、人権が人としての固有の権利であるという考えのもとに、一人ひとりが自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に人権を尊重し合いその共存を図っていくこと、すなわち、自分を大切に他人を大切に共に生きていくということである。

第2 指針の基本的な考え方

1 指針策定の趣旨

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、本県が今後実施する人権教育・啓発についての基本方針を示すものである。

2 指針の目標

本指針は、県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会づくりを目標とする。

第3 人権教育・啓発の基本的なあり方

人権尊重の理念について、県民相互の理解を深めることを目的として行われる人権教育・啓発の果たす役割は極めて大きい。

人権教育・啓発の推進に当たっては、県民一人ひとりに、人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活において、人権への配慮が、自然に態度や行動に現われてくるような人権感覚を育むことが重要である。

そのため、県・市町村等の実施主体は、その責務を認識し、創意工夫しながら地道に粘り強く、人権教育・啓発を続けて行く必要がある。

また、人権教育・啓発は、県民一人ひとりの心のあり方に密接にかかわる問題であることから、その性質上、押し付けにならないように留意する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の推進に当たっては、行政や教育の主体性、中立性を確保した上で、政治運動や社会運動との関係を明確に区別して実施しなければならない。

1 人権教育

人権教育は、県民一人ひとりに人権尊重の精神が育まれることを目的として行われる教育活動をいう。

その実施に当たっては、学校教育、社会教育及び家庭教育の場において、それぞれの実施主体が相互の連携を図りながら、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得するよう行う必要がある。

2 人権啓発

人権啓発は、県民一人ひとりに人権尊重の理念を普及させ、それに対する県民の理解を深めることを目的として行われる広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

その実施に当たっては、人権尊重の理念を広く普及し理解されるよう、マスメディア、情報機器等の活用による広報などによって、人権に関する様々な情報を発信し、総合的かつ効果的に行う必要がある。

第4 多様な機会を通じた人権教育・啓発の推進

1 学校等

幼児児童生徒の人権尊重の精神を育む上で、保育、学校教育は、大きな役割を持っている。幼児期においては、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように努める。

小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校においては、児童生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領に示されている各教科等の特質に応じ、人権尊重の理念について理解を促し、それが日常生活に活かされるよう努める。

また、児童生徒がそれぞれ一人の人間として尊重されるよう、一人ひとりを大切にする取組を推進する。

大学等においては、幅広い知識と豊かな人間性を育むとともに、社会のあらゆる分野で必要な人材を養成する機能を担っていることから、学生の人権尊重の理念に対する理解をさらに深めるよう努める。

2 地域社会

地域においては、そこで生活する人々が身近な社会生活を通じて様々な人権を認め合い、共存していくことが必要である。

このため、地域の住民が相互の人権を尊重し、共存していくという人権尊重の理念が日常生活の中で根付くよう、多様な学習機会の充実を図る。

3 家庭

幼児期から豊かな情操や思いやり、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で、家庭の果たす役割は重要である。

このため、県は、保護者に対する学習機会の充実を図るとともに、これらの学習機会、相談窓口、関係機関などについての情報の提供や相談体制の整備など、家庭教育を支援する取組の一層の充実を図る。

4 職域

民間企業等の事業所の、人権啓発推進に果たす社会的役割には大きなものがあり、事業所内における人権尊重を一層確保するよう努めることが望まれる。

こうしたことから、県は、民間企業等の事業所が自主的に行う、従業員等の啓発への取組に対し、協力・支援を行う。

第5 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

県・市町村職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・保健・福祉関係者など、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者は、特に人権尊重の視点から職務を遂行する必要がある、それぞれの関係機関における研修等の取組を推進する。

第6 指針の推進

1 推進プランの策定

この指針に基づき、県民一人ひとりが人として尊重され、だれもがいきいきと生活できる社会を形成していくという視点に立ち、人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の諸課題を把握した上で、人権教育推進プラン及び人権啓発推進プランを策定する。

また、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等を考慮し、人権に関する新たな課題についても適切に対応する必要がある、適宜、人権教育推進プラン及び人権啓発推進プランを見直すものとする

2 推進体制

この指針に基づく人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内に人権施策推進本部を設置する。

また、人権教育・啓発に関する施策の実施に当たっては、国及び市町村との、一層の連携強化を図るものとする。

3 相談機関相互の連携強化

人権に関する様々な問題についての相談機関の対応が、今後ますます重要になることが予想されることから、本県の各種相談機関をはじめとして、国や市町村の相談機関等との相互の連携強化を図るものとする。

4 広島県人権教育推進プラン

平成 14 年 12 月 18 日

広島県教育委員会

はじめに

国は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）」に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくため、「人権教育・啓発に関する基本計画（平成 14 年 3 月）」を策定した。

この中で、現在及び将来にわたる人権擁護上の重要課題をあげ、このような様々な人権問題が生じている根本的な要因として、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が人々の中に十分に定着していない点を指摘し、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人に人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であるとしている。

本県においても、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するため、「広島県人権教育・啓発指針（平成 14 年 5 月）」を策定し、人権教育を人権尊重の精神が育まれることを目的として行われる教育活動とし、その実施に当たっては、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得するように行う必要があるとした。

また、県教育委員会としては、人権教育を推進するに当たって、平成 10 年の文部省是正指導で指摘された趣旨を踏まえ、教育と政治運動や社会運動を明確に区別し、教育の中立性を確保した上で、人権尊重の理念に関する学習の方法や内容などの具体像を学校や市町村に例示することにより、適正な人権教育のあり方を指導する必要がある。

このような諸状況を踏まえ、広島県教育委員会は、広島県人権教育推進プランを策定するものである。

1 人権教育の推進方策

今後の人権教育は、心豊かで文化的な社会の実現に向けて、人権尊重の理念を正しく理解、体得することが必要であるという認識に立って推進するものであり、学校教育と社会教育のそれぞれの特質に留意しつつ、生命の尊さや他人との共生・共感の大切さなど普遍的視点からの取り組みを重視し、実施する。

(1) 学校教育における人権教育の推進

- ① 幼児児童生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領等に基づいて、道徳や各教科等における学習内容を適切に指導することにより、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていく。
- ② 学習内容については、人権尊重の理念を単に知識として教えるだけでなく、豊かな感性を育み、日常生活において、他者への配慮が自然に態度や行動に現われてくるような人権感覚の育成に資するものとする。
- ③ 指導に当たっては、人権尊重の考え方が基本的人権を中心に正しく身に付くよう、自分の自由や権利と同様に他者の自由や権利を大切にすること、また、権利の行使には責任が伴うことなどについて、特に配慮する。

[具体的施策]

- ア 教職員の人権尊重の理念についての正しい理解や指導力の向上を図る研修の充実に努める。
- イ 感性や人権感覚を育む学習教材の研究・開発に努める。
- ウ 学習意欲を高める指導方法の研究・開発に努める。
- エ 人権教育関連資料等の情報データベースの整備に努める。

(2) 社会教育における人権教育の推進

- ① 公民館等の社会教育施設を中心に行われている人権尊重に関する学習活動や交流活動において、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていく。
- ② 学習内容については、相互の人権を尊重し、共存していくことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の醸成に資するものとする。
- ③ 学習を実施するに当たっては、各自の自発的学習意思に基づき、誰もが参加しやすく、意見や感想の自由な交換ができるよう留意する。

[具体的施策]

- ア 市町村の社会教育主事等社会教育指導者に対して、人権教育の目的、基本理念を踏まえた研修の充実に努める。
- イ 学級・講座の開設や交流活動など、市町村が行う人権尊重に関する多様な学習機会の提供に対する支援に努める。
- ウ 参加型学習を取り入れ、学習意欲を高める学習プログラムの研究・開発に努める。
- エ 人権教育関連資料等の情報データベースの整備に努める。

2 人権教育推進プランの推進

(1) 推進体制

本県の人権教育を適正に推進するため、事務局教育部内に「人権教育推進会議」を設置する。

(2) 人権教育推進プランの見直し

社会経済情勢等の変化に伴い生じる人権に関する新たな課題に応じて、人権教育推進プランを見直すものとする。

第1章 はじめに

1 策定の趣旨

本県では、平成14年11月に「広島県人権啓発推進プラン」を策定し、3回の改定※を重ねながら、県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会づくりに向け、様々な人権啓発に取り組んできました。

しかしながら、依然として差別紙片のばらまきや児童虐待などの人権侵害事案が発生するなど、人権尊重に関する意識改革は十分でなく、引き続き取り組む必要があります。

また、性的指向や性自認に対する社会の関心の高まりといった状況変化や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って顕在化した医療従事者等に対する誤解や偏見・差別、インターネットを通じた個人の名誉やプライバシーの侵害などの新たな課題についても、対応していくことが必要となっています。

加えて、それぞれの人権課題で実施している啓発をより効果的・効率的に実施していくためには更に連携を図る仕組みづくりが必要です。

このような状況を踏まえ、今後5年間の取組をまとめた「広島県人権啓発推進プラン（第5次）」を策定するものです。

※ 平成18年3月，平成23年1月，平成28年3月

2 プランの位置づけ

「広島県人権啓発推進プラン」は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号）第5条に基づき、本県の基本方針等を定めた「広島県人権教育・啓発指針」（平成14年5月策定）の人権啓発部分に係る実施計画に位置づけます。

3 プランの計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間

第2章 目指す姿と基本的な考え方

1 目指す姿（5年後の人権啓発の姿）

- 個々人の性別※、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め合い、尊重し合う意識の醸成のための啓発が行われるとともに、社会情勢の変化や新たに発生する人権課題などを踏まえた取組が行われています。
- 県民が多様性に関する正しい知識を得る機会や、課題に合わせた体験学習など日常生活の中に反映されるような実践的な講座に参加できる機会が増えています。

モニタリング指標	現状値
「広島は、お互いの人権を尊重し合うことができる」と感じる人の割合 【県民意識調査】	32.4% [R 2]

- このプランは目指す姿に向けて関係する様々な人権課題への取組のうち「人権啓発」をとりまとめたものであり、関係する課題も多岐にわたることから統一的な成果指標は設定せず、県民の人権に関する意識の動向を把握するための「モニタリング指標」をおいて、その数値の動きを注視していくこととします。
- また、課題ごとに「関連指標」を設定し、動向をモニタリングします。
この「関連指標」は、その課題に関連する県計画がある場合はそれぞれの計画において設定された成果指標とその目標を、また関連する県計画が無い場合はその課題に関連の深い統計数値を指標としています。
- 「モニタリング指標」と「関連指標」についてはその動向を毎年度検証・分析し、結果を施策に反映させていきます。
※ 性別には、身体的な男性と女性の区別だけでなく、自分の性別に対する認識である「性自認」（「心の性」とも言われる。）や、恋愛や性愛の対象となる性である「性的指向」などの概念を含みます。

2 基本的な考え方

(1) 人権に関する基本的な知識の習得

内閣府の世論調査※（平成 29 年度）によると、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを「知っている」と答えた人の割合は 81.4% となっており、前回（平成 24 年度）の調査結果 82.8% と連続して 8 割以上を占めたものの、いまだ「知らない」と答えた人も一定数存在しています。

このため、憲法をはじめとした人権に関わる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発に引き続き取り組みます。

※ 出典：「人権擁護に関する世論調査」（内閣府）

平成 24 年度は全国 20 歳以上、平成 29 年度は全国 18 歳以上の日本国籍を有する人を対象に実施

〔参考〕平成 29 年度調査（うち 20 歳以上）：「知っている」と答えた人の割合 81.3%

(2) 個性を尊重する意識の醸成

世間体や他人の思惑を過度に気にする風潮、社会における横並び意識の存在などが、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面があります。

また、性的指向・性自認に関してなどでは、社会的関心が高まる一方で無知や誤った知識が新たな差別を引き起こしています。

このため、正しい知識の普及を行い、根拠のない不合理な差別を許さず、多様性を認め、個性を尊重し合う意識を根付かせていくような啓発を推進します。

(3) 実際の行動への反映

いじめや子供・高齢者・障害者への虐待、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、近隣でのトラブルに起因する事件など日常生活のあらゆる場面において、人権が侵害される状況が依然として存在しています。

また、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが様々な悩みが原因で追い込まれた末、尊い生命が自殺により失われています。

このため、日常生活において、人権への配慮が自然に態度や行動に現れてくるよう、生命の尊さ・大切さや、他人との共生・共感の大切さといった人権尊重の理念を普及します。

3 各人権課題に対する取組

(1) 女性

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、性別により差別されないとされています。また立法的な措置として「男女共同参画社会基本法」，「男女雇用機会均等法」に加え，平成 28 年には「女性活躍推進法」の全面施行，平成 30 年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行など，男女が性別により差別されることなく，その能力を十分に発揮できるような環境整備が進められつつあります。

本県では，「広島県男女共同参画推進条例」を制定し男女共同参画推進の基本理念を定めるとともに，関連する県計画※に基づき，性別に関わらず個人が互いに人権を尊重し，能力を十分に発揮することができるよう，啓発を行ってきました。

また，配偶者等からの暴力，性犯罪・性暴力，売買春，セクシュアルハラスメント，ストーカーなど人権を侵害する事案に対応するため，「DV防止法」，「ストーカー規制法」等が改正されるなどの立法的措置がとられています。

本県では，関連する県計画※に基づき，暴力防止及び被害者支援に向けた啓発を行ってきました。

※ この項において関連する県計画は以下のとおり

- ・わたらしい生き方応援プランひろしま（令和 3～7 年度）
- ・ひろしまDV防止・被害者支援計画（第 4 次）（令和 3～7 年度）

現状・課題

- 配偶者等からの暴力，性犯罪・性暴力，売買春，セクシュアルハラスメント，ストーカーなど，人権を侵害する事案が発生しており，被害者の多くは女性が占めています。
また，被害を受けても相談していない人もおり，未然防止や救済に向け，人権の重要性についての正しい知識と理解の啓発や相談窓口等についての周知が必要です。
- 県政世論調査（令和 2 年度）によると「社会全体における男女の地位」が平等と思う人の割合は 14.7%（女性 11.5%，男性 18.2%）と低い状況にあることなど，性別にかかわらず誰もが，個性と能力を十分発揮し社会のあらゆる分野に共に参画するという理念について，県民への理解が十分浸透しているとは言えない状況にあります。こうした意識の変革を図るためには，男女共同参画に向けた啓発において，効果的な取組を行っていく必要があります。
- 各ライフステージにおける，男女それぞれの，互いのライフプランの考え方などへの理解不足や性差に関する固定観念等により，キャリアへの満足度が低かったり，配慮不足からくる行き違いが生じているおそれがあるため，男女双方が互いに理解を深める必要があります。

- 女性がその個性と能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる社会の実現に向け、法整備を含め社会全体の機運は醸成されつつあり、女性の就業率は増加基調にあります。出産・育児期の女性の離職により就業率が落ち込む、いわゆるM字カーブについては、底が浅くなってきているものの解消には至っておらず、指導的立場に占める女性の割合も2割弱（令和元年度）にとどまっています。このため、誰もが安心して働き続け、活躍できる職場環境づくりの意義や重要性について、事業者や従業員等の理解を深める必要があります。

取組の方向

性別に基づく差別や権利侵害の根絶及び性別による役割分担意識の是正に向けた意識変革を図る啓発を行います。

また、誰もが様々なライフイベントと両立しながら安心して働き続けるとともに、女性が仕事に対する意欲を持って、その力を発揮することができる環境づくりに向けた理解促進を図っていきます。

実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

（女性の人権擁護）

- 「DV防止法」に基づいて設置した「配偶者暴力相談支援センター」について、暴力被害を受けた女性等、誰もが相談・保護・支援を受けられるよう身近な相談窓口として周知を図ります。〔健康福祉局こども家庭課〕
- より早期から、対象に応じて、デートDVやDVに関する正しい知識の啓発を行います。〔健康福祉局こども家庭課〕
- 性被害の相談窓口である「性被害ワンストップセンターひろしま」について、中学・高校生など若年層への周知を強化するとともに、24時間365日、秘密厳守で相談できることや、Webを活用した相談申込みの受付などといった、被害者等の心情に配慮した取組の情報発信を行います。〔環境県民局県民活動課〕
- 配偶者暴力やストーカー事案等あらゆる暴力などに対して、認知の段階から対処に至るまで、関係部門が情報共有・連携の上、被害者の安全確保に向け、正しい理解と認識を深めるための啓発や被害が深刻化する前の早期相談につながる啓発を行います。
また、こうした事案への迅速かつ的確な対応が図られるよう、警察官に対する必要な研修を実施します。〔環境県民局人権男女共同参画課、健康福祉局こども家庭課、警察本部人身安全対策課〕

- セクシュアルハラスメント，マタニティハラスメントなど様々なハラスメントの防止に向け，職場におけるハラスメント防止に関する国の指針等の周知を含めた企業等への啓発，相談窓口の周知などに取り組みます。〔商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課〕

関連指標	現状	目標	備考
デートDVに関する精神的暴力の認識率（高校生）	66.5% [R元]	75.0%以上 [R7]	「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」より
性被害ワンストップセンターひろしまの認知度	7.4% [R2]	13.0%以上 [R5]	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より

(性別による役割分担意識の是正)

- 性差による固定観念にとらわれず自分らしく暮らしている人の事例紹介や交流の場の設定，またこうした取組の発信により，県民の固定的な意識の解消につながるよう取り組みます。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- 固定的な意識の解消に向けてこれまで取り組んできた意識啓発については，ターゲットやテーマを地域の実情に合わせて選定するなど内容の工夫に加え，Webを活用して対象を広げることなどにより，啓発効果の拡大を図ります。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- 夫婦等のパートナー同士や，職域等の男女双方を対象とした研修や意見交換の実施などにより，それぞれが互いのキャリアやライフプラン，立場や考え方を認識し，配慮することができる意識の醸成を図ります。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- エソール広島（広島県女性総合センター）が実施する男女共同参画を推進するための研修・交流，相談情報提供事業及び啓発活動を連携して行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントや啓発資料展示を行うとともに，人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより，女性の人権について啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

関連指標	現状	目標	備考
性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている人の割合	[R 3]	現状値を把握の上設定 [R 7]	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より

(職場における女性の活躍促進)

- 様々な職場において、妊娠・出産・子育て等のライフイベントと両立しながら、安心して働き続けることができる環境づくりに向けて、セミナーの開催や職場研修への講師派遣等により、企業への理解促進を図ります。〔商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課〕
- 女性が仕事に対する意欲を持って、その力を発揮することができる環境づくりに向け、経営者等への取組の働きかけを行うとともに、女性従業員を対象とした研修及び企業や業種の枠を超えたネットワークを形成する機会の提供などによる意欲向上の支援に取り組みます。〔商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課〕
- 男性の育児休業等の取得促進に向け、市町等の関係機関と連携して、男性が家事・育児・介護等に積極的に参画することの意義や効果などについて、男性従業員や企業に対し理解促進を図ります。〔商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課〕

関連指標	現状	目標	備考
女性（25～44歳）の就業率	72.3% [H27]	82.5% [R 7]	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より
県内事業所における指導的立場に占める女性の割合	19.1% [R 2]	25.0% [R 7]	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より
男性の育児休業取得率	13.0% [R 元]	30.0% [R 7]	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より

(2) 子供

子供の人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法をはじめ、「児童福祉法」や「児童憲章」、「教育基本法」などにおいて、その基本原理ないし理念が示されています。

平成28年には、「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、児童は適切に養育され、健やかな成長・発達や自立等を保証されることなどの権利を有することや、国民は児童の最善の利益を優先して考慮し児童の健やかな育成に努めることなど、児童の福祉を保証するための原理が明確化されました。

また、「子ども・若者育成支援推進法」、「いじめ防止対策推進法」、「児童買春・児童ポルノ禁止法」などの立法的措置のほか、令和2年には親権者等による体罰の禁止が法定化された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。

本県では、「広島県青少年健全育成条例」を制定し、青少年はあらゆる生活の場において、心身ともに健やかに成長するよう配慮されなければならないと規定するとともに、関連する県計画※に基づき、全ての県民が子育てを支え、たくましく健やかに生きる力を持つ子供たちを育成するための啓発を行ってきました。

※ この項において関連する県計画は以下のとおり

- ・ひろしま子供の未来応援プラン（令和2～6年度）
- ・広島県地域福祉支援計画（令和2～6年度）

現状・課題

- 子供を取り巻く環境をみると、依然として児童虐待、子供の貧困、いじめなど、深刻な問題があります。子供が人権侵害の被害者・加害者とならず、また自分自身も大切にし、健やかに成長するために、大人だけでなく子供に対しても正しい知識や理解を深めるための啓発が必要です。
- こども家庭センター（児童相談所）や市町が対応する児童虐待相談件数は年々増加しており、全国的には子供の生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況にあり、引き続き、深刻な人権侵害である児童虐待の早期発見、早期対応のため、相談窓口や支援制度について周知を図ることが重要です。
- 内閣府の調査※（令和元年度）では青少年のインターネット利用率は9割を超えていますが、インターネット上に相手が嫌がることを書き込む等、相手の人権についての認識や、有害情報・インターネットに起因する犯罪への意識が十分でない状況があることから、適正利用に関する情報の提供や講習会の実施等による啓発が大切です。

※ 出典：「令和元年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

取組の方向

児童虐待をはじめとした子供に対する人権侵害を防ぐとともに、子供の健やかな育成のための情報提供や啓発に取り組みます。

実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

(子供の人権擁護)

- 子供への体罰の禁止や虐待が子供に及ぼす悪影響等について、保護者や子育てをこれから行う世代など県民への周知を図り、体罰によらない子育てを推進します。〔健康福祉局こども家庭課〕
- 児童虐待の通告義務、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」などを、広く県民に周知していきます。〔健康福祉局こども家庭課〕
- 学校等と連携し、いじめ防止のための取組実践例をイベント等の場で発表するなど、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課、教育委員会豊かな心と身体育成課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントでの子供の人権に関する事例発表や啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

関連指標	現状	目標	備考
体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合	76.3% [R元]	83.0% [R6]	「ひろしま子供の未来応援プラン」より
児童虐待により死亡した児童数	0人 [R元]	0人 [R6]	「ひろしま子供の未来応援プラン」より
いじめの解消率（公立小・中・高・特別支援学校）	78.0% [R元]	83.6% [R6]	「ひろしま子供の未来応援プラン」より

(青少年の健全育成)

- 「広島県青少年健全育成条例」の運用等により、インターネット等の適正な使用について子供、保護者や青少年活動に携わる人等への啓発など、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為や環境から青少年を保護する取組を推進します。〔環境県民局県民活動課〕
- 暴走族・非行少年グループ対策として、暴走族・少年非行防止対策会議の開催により関係者が一体となった取組を推進するとともに、広報啓発用ポスターの作成・掲示を行い、県民意識の啓発及び高揚を図ります。〔警察本部少年対策課〕
- 少年の規範意識向上に向け、犯罪防止教室の開催、少年警察ボランティアと連携した少年に対する声かけ活動、少年の立ち直りに向けた少年サポートルームの開催などを行います。〔警察本部少年対策課〕

(3) 高齢者

国では、「高齢社会対策基本法」に基づく新たな「高齢社会対策大綱」（平成30年閣議決定）を基本とし、各種の対策が講じられています。また、「高齢者虐待防止法」が制定され、高齢者の権利擁護のための取組も行われてきました。

本県では、関連する県計画※に基づき、高齢者が社会を構成する重要な一員として、健康で生きがいを持って安心して生活できるよう啓発を行ってきました。

※ この項において関連する県計画は以下のとおり

- ・第8期ひろしま高齢者プラン（令和3～5年度）
- ・広島県地域福祉支援計画（令和2～6年度）

現状・課題

- 本県の65歳以上人口は総人口の28.9パーセント（令和2年1月1日現在）を占め、今後も人口減少・高齢化などの人口構造の変化に伴い、高齢化率は上昇していく見込みです。
- 高齢期になっても、県民の誰もが健やかに自分らしく輝き安心して暮らしていけるよう、本人の意思や能力に応じた就業や社会参加促進に資する情報提供、地域や事業主などの理解を深めるための啓発など、高齢者が活躍できる環境づくりに向けた取組を行う必要があります。
- 介護者による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族などによる本人の財産の無断処分等の経済的虐待といった高齢者に対する深刻な人権侵害は依然として発生していることから、虐待の通報義務や相談窓口について更なる周知を図る必要があります。

- 高齢単身世帯の増加や認知症高齢者の増加を踏まえ、こうした高齢者やその家族が安心して生活できるよう、地域全体で支える社会づくりについて地域や関係者などの理解を深めるための啓発が大切です。

取組の方向

高齢者が生き生きと活躍できる環境づくりや、自分の尊厳を保ちつつ安心して暮らしていけるよう、認知症や虐待等に関する正しい知識や権利擁護に関して普及啓発を行います。

実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

(理解促進)

- 「老人の日」(9月15日)の全国キャンペーンに合わせ、9月を県の老人保健福祉月間とし、懸垂幕の掲示や期間中の県や関係団体の取組について、県ホームページへの掲載により、周知を図っています。〔健康福祉局地域福祉課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントでの高齢者の人権に関する啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

(活躍できる環境づくり)

- 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣やシニア総合スポーツ大会、シルバー作品展開催などの各種事業を通じ、高齢者の生きがいと健康づくりをはじめ、積極的な社会参加を推進します。〔健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課〕
- 高齢者の特性や希望に合った就労的活動をコーディネートする人材の配置や、市町と連携したプラチナ大学の開校、退職前からのボランティア・市民活動等への参加を促す出前講座の開催などにより、高齢者の社会参画を推進するための普及啓発に取り組みます。〔健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課〕
- 高齢者が活躍している企業の優良事例の見える化などにより、企業に対して高齢者の積極的な雇用の働きかけを行います。〔商工労働局雇用労働政策課〕

(権利擁護の推進)

- 認知症の人やその家族が安心して生活できるよう、地域全体で支える社会の構築に向け、認知症に関する正しい知識と理解を更に促進するための啓発イベントの実施や団体・企業等との連携による啓発活動を実施します。〔健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課〕

- 認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を進め、実際に地域で活躍できるよう、認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるための取組を推進します。〔健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課〕
- 地域包括ケアシステムにおける高齢者権利擁護に係る相談体制と担い手養成による市町等の支援を実施するため、地域包括支援センターの職員等を対象とした高齢者虐待等権利擁護に関する相談窓口の設置、専門職の派遣及び地域包括支援センター職員・介護保険サービス事業者等を対象とした高齢者虐待防止のための研修を行います。〔健康福祉局地域福祉課〕
- 高齢者虐待の通報義務や相談窓口について、県民及び養介護施設等に広報を行い、虐待防止と虐待発見時に速やかに通報するよう周知します。〔健康福祉局地域福祉課〕
- 県内各警察署に高齢化率が高く、高齢者の事件・事故による被害が多い地区を「高齢者防犯モデル地区」に指定（26地区）し、同地区における年1回以上の防犯・交通安全教室の開催をはじめとした効果的な活動を推進します。〔警察本部生活安全総務課〕
- 市町、高齢者団体、医療機関等によって構成される「安全情報ネットワーク」を活用して犯罪情報・防犯対策情報等を提供します。〔警察本部生活安全総務課〕

関連指標	現状	目標	備考
認知症サポーター養成数	269,000人 [R 2]	362,000人 [R 7]	「第8期ひろしま高齢者プラン」より

（4）障害者

国では、「障害者基本法」、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」など、国内法を整備するとともに、平成26年に「障害者の権利に関する条約」に批准しました。これらに基づき、平成30年策定の「障害者基本計画（第4次）」に沿って障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進するとともに、「障害者雇用促進法」などにより、障害者雇用の一層の促進を図っています。

本県では、平成7年に「広島県福祉のまちづくり条例」を制定し、以来、障害者や高齢者を含む全ての人が、自由に行動し、社会参加ができる誰もが住みよいまちづくりについて継続的な取組を行っています。また、関連する県計画※に基づき、障害者が社会を構成

する一員として尊重される共生社会の実現のため、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消並びに障害者の自立及び社会参加の支援のための啓発を行ってきました。

※ この項において関連する県計画は以下のとおり

- ・第4次広島県障害者プラン（令和元～5年度）
- ・広島県地域福祉支援計画（令和2～6年度）

現状・課題

- 障害者が日常生活又は社会生活を営む上では、いまだ様々な障壁があり、不自由、不利益又は困難な状態におかれています。さらに、障害や障害者に対する誤った認識や偏見から生じる差別も依然として存在しています。このため、差別や偏見等を取り除き、障害者が人間としての尊厳を傷つけられることがないように、県民一人ひとりの「心のバリアフリー」を推進するため、障害者について十分な理解の促進が求められています。
- 県内の障害者実雇用率は過去最高を更新しており、障害者雇用は進んでいるものの法定雇用率には達しておらず、また、就労を希望する障害者は増加傾向にあることから、障害者が働ける場所を一層確保していく必要があります。
- 障害者虐待防止や通報義務について、市町や事業者にとどまらず、学校や医療機関等への周知を図る必要があります。
また、虐待発見時の速やかな通報を確保するため、窓口の周知やそれを受ける市町、事業者等の職員の人材育成・普及啓発の推進が重要です。

取組の方向

障害や障害者に関する正しい知識を啓発するとともに、障害者が社会を構成する一員として参加するための機会確保に向けた広報・啓発を実施します。

実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

（理解促進）

- 誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けた「あいサポート運動」を推進するため、研修、あいサポート企業・団体の認定、あいサポートアート展の開催などにより、障害についての理解促進に取り組みます。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 広島県知的障害者福祉大会の運営を支援することにより、障害者福祉について研究し、広く県民に対する福祉思想の普及・啓発を促進します。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 広島県身体障害者福祉大会の運営を支援することにより、身体障害者の社会参加を促進し、福祉思想の普及・啓発を推進します。〔健康福祉局障害者支援課〕

- 社会の障害に対する差別や偏見等を取り除き，県民一人ひとりの「心のバリアフリー」を推進するため，障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談等に係る業務を効率的に処理する心のバリアフリー推進員を設置するとともに，障害の特性を知り，障害者への手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」の推進，障害者に関するマークの普及促進等を図ります。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 障害の特性や必要な配慮について理解し実践につなげるための出前講座や研修を企業・団体，地域，学校等を対象に実施します。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 精神保健福祉に関する正しい知識の普及を図るため，家族会が実施する学習会等を支援します。〔健康福祉局健康対策課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントでの障害者の人権に関する講演会等の開催や啓発資料展示を行うとともに，人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより，人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

関連指標	現状	目標	備考
障害のある人が困っているときに，手助けをしたことがある人の割合	67.0% [R 2] ※県独自調査	70.0% [R 5] ※県独自調査	「第4次広島県障害者プラン」より
あいサポーター数	240,176人 [R 元]	255,000人 [R 7]	

(権利擁護の推進)

- 県障害者権利擁護センターの機能強化を図り，虐待発見時の速やかな通報を確保するとともに，障害者虐待の未然防止や通報義務等について，障害者，養護者及び事業者等への普及啓発活動を行います。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 市町，事業者等の職員を対象とした障害者虐待予防・権利擁護に関する研修実施による人材育成・普及啓発を推進します。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 障害者虐待防止ネットワーク推進会議を開催し，関係機関が把握している課題について検討の上，解消に向けた取組を行います。〔健康福祉局障害者支援課〕

(活躍できる環境づくり)

- 障害者の就業支援のため、啓発冊子の作成、障害者雇用優良事業所の知事表彰及び先進事例から学ぶための障害者雇用企業等見学会を実施し、企業の障害者雇用についての理解促進に取り組みます。〔商工労働局雇用労働政策課〕

関連指標	現状	目標	備考
民間企業の障害者 実雇用率	2.18% [R元] (法定雇用率 2.2%)	法定雇用率※ 以上 [R7]	「安心▷誇り▷挑戦ひろしま ビジョン アクションプラン」より

※法定雇用率は、障害者の雇用状況等により算定され、R3.3から2.3%に引き上げられます。

(5) 同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、日常生活の上で差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、昭和44年から特別措置法に基づき、各種の特別対策を講じてきました。この結果、同和地区の生活環境の改善等、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、平成13年度末の「地対財特法」の失効に伴い、特別対策を終了し、今後の施策ニーズについては、一般施策の中で対応することとされました。

こうした中、平成28年には、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、「部落差別解消推進法」が施行されました。

本県では、県民一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進してきました。

現状・課題

- 結婚や就職等における差別意識が存在しているほか、個人を誹謗・中傷する差別的な言動や誤った情報がインターネット上で書き込まれるなどの事案が依然として発生しています。

同和問題は根柢のない不合理な差別であるという正しい知識と理解を深めるための人権啓発が重要です。

取組の方向

同和地区出身者であることなどを理由とした差別等を防止するため、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行います。

具体的な取組

- 行政職員や企業等の人権啓発担当者、隣保館運営等担当者などに対して、研修等を実施し、人材の育成を図ります。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や啓発活動を行うための支援を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- インターネット上の差別情報について、市町や関係機関等からの情報提供や随時検索などにより状況を把握するとともに、このような人権侵害を無くすための人権尊重の意識を高める啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントでの同和問題に関するDVD上映や啓発資料展示等を行うとともに、同和問題や人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- 公正な採用選考により、就職機会が均等に確保されるよう、事業主に対し、国と連携して啓発を行います。〔商工労働局雇用労働政策課〕
- 新規採用職員を対象とする「初任（前期）研修」など、県職員を対象に実施している研修において、正しい知識の習得に取り組みます。〔総務局人事課〕

関連指標	現状	目標	備考
人権侵犯事件数（開始件数） [広島法務局]：同和問題に対する差別待遇	10件 [R元]	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数[広島法務局]：同和問題に対する差別待遇	12件 [R元]	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より

※ 出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）

(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html)

(6) 外国人

国では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的に関心を集めたことから、平成 28 年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

また、外国人の技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図るために平成 29 年に施行された「技能実習法」には、技能実習生に対する人権侵害行為等についても禁止規定等が設けられました。

本県では、本県に居住している外国人が安心して生活できるよう、県民に対し、異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、世界の人たちとともに生きていくという意識を育むための啓発を行ってきました。

現状・課題

- 言語、宗教、習慣等の様々な違いを背景に、外国人の就労に際しての差別のほか、子供の教育や入居・入店拒否など様々な問題が生じており、依然として本県に居住している外国人の生活上の諸権利が十分に保障されていないといった状況が存在するとともに、地域とのつながりが希薄で孤立しやすい状況もみられます。さらに、平成 31 年には、新たな在留資格「特定技能」が創設されて全国的に外国人労働者の本格的な受け入れが開始され、本県においても外国人の増加が見込まれています。

これらの状況を踏まえ、本県に居住している外国人が、地域において孤立することなく安心して生活できるよう、多様性を認め、ともに生きていくという意識を育むための啓発を行う必要があるほか、外国人が地域とのつながりを深めながら、生活に必要な情報の共有が進むことにより、困ったときに相談できる環境整備などに取り組む必要があります。

- 内閣府の世論調査※（平成 29 年度）では、ヘイトスピーチについて 4 割を超える人が知らないと回答していることから、特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動の解消についての理解・促進が必要です。

※ 出典：「人権擁護に関する世論調査」（内閣府）

取組の方向

地域とのつながりを深めながら、生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりなどを、市町と連携して取り組みます。また、県民が異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、地域における多様性を認め、尊重する地域となるよう啓発を行います。

具体的な取組

- ひろしま多文化共生連絡協議会を開催し、市町及び国等の関係機関と連携強化を図り、外国籍県民の課題の共有やその解決に向けた取組を行います。〔地域政策局国際課〕
- 県民と外国人が共に暮らす地域の一員として相互に理解し、外国人が孤立することなく安心した生活を送ることができるよう、地域との繋がりを持ちながら必要な情報を共有できる仕組みづくりに向け、外国人と地域との橋渡し役を行う人材の発掘を市町と連携して実施します。また、小・中・高等学校において多様な価値観を尊重することの重要性の理解を促進するための授業を支援するなど住民の異文化理解の推進に取り組みます。〔地域政策局国際課〕
- 外国籍県民が社会の一員として地域と交流できるよう、市町や国際交流協会等が実施する日本語教室拡充や日本語学習支援者養成研修等を支援します。〔地域政策局国際課〕
- 公益財団法人ひろしま国際センターや市町と連携し、外国人相談窓口の運営及び対応する相談員等の研修会を行い、言葉や生活習慣の違いから生じる課題に適切に対応します。〔地域政策局国際課〕
- 外国人材の雇用に課題を抱えている企業等を対象とし、セミナー等の実施により、適切な受入れ環境整備に関する有益な情報発信を行います。〔商工労働局雇用労働政策課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントでの外国人の人権に関する啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

関連指標	現状	目標	備考
生活で困っていることがない（困った時に、すぐに相談できるを含む）と答えた外国人の割合	47.6% [R 2]	70.0% [R 7]	「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」より
人権侵犯事件数（開始件数）[広島法務局]：外国人に対する差別待遇	3件 [R 元]	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数 [広島法務局]：外国人に対する差別待遇	4件 [R 元]	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より

※ 出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）

(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html)

(7) 性的指向・性自認

国では、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年閣議決定）において、「性的指向・性自認（性同一性）に関することについては、現在幅広く議論が行われているところ、こうしたことも含め、多様性を尊重することが重要であることは当然である」とされています。

本県では、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別を無くすため、正しい知識の普及に取り組んできました。

※ この項において関連する県計画は以下のとおり

- ・わたらしい生き方応援プランひろしま（令和3～7年度）

現状・課題

- 「LGBT」という言葉の認知度の急速な高まりを受け、社会全体に性的指向や性自認を理由とする偏見や差別等は不当であるという認識は広がりつつあるものの、依然として、同意のない性的指向・性自認の暴露（アウトティング）が起きるなど、地域や職場、学校など様々な場面で周囲の無理解・偏見等によるハラスメントや、差別的な取扱い等が起きています。当事者が抱える困難や生きづらさが解消されるよう、地域社会や職場等での理解を深める取組が必要です。
- 自分の性的指向あるいは性自認を打ち明けること（カミングアウト）で相手との関係が壊れるのではないかと不安を抱えたり、日常生活の中で偏見や差別、周囲の無理解等で悩みを抱えているにも関わらず、周りの人に相談できずにいる人がいるため、相談窓口の周知が必要です。

取組の方向

性的指向・性自認に関する正しい情報の提供や多様性を認め合う意識の醸成に向けた啓発を行います。

実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

- 企業や医療機関、福祉施設などで相談を受ける立場の人や人事担当者など人権啓発に携わる人に対して、県等が開催する相談員等向けの会議や研修会などの機会を捉えて、性的指向・性自認に関する正しい知識や、具体的な悩みに関する事例によって研修を行うなど、理解の促進を図ります。〔環境県民局人権男女共同参画課、全部局〕

- 性的指向や性自認に関する悩みを抱えている人が、エソール広島における「LGBT相談」や県立総合精神保健福祉センター等におけるこころの健康に関する相談などの相談窓口を知り気軽に利用できるよう、効果的に相談窓口の認知度の向上を図ります。〔環境県民局人権男女共同参画課，健康福祉局健康対策課〕
- より多くの県民が、自分の周りに、性的指向・性自認に悩んでいる人や、当事者がいる可能性があることを自覚してもらえるよう、人権啓発イベントや性的指向・性自認に関する啓発冊子の配布など、あらゆる機会を捉えた啓発を実施し、県民理解を推進します。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

関連指標	現状	目標	備考
県内の公的機関（エソール広島を含む）の性的指向・性自認に関する専門相談窓口における相談件数	172件 [R元]	430件 [R7]	「わたらしい生き方応援プランひろしま」より

(8) 感染症患者等

世界保健機構（WHO）では、昭和63年に12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズの蔓延防止と患者・感染者に対する差別や偏見の解消を図るための啓発活動の実施を提唱しました。

国では、平成10年に「感染症法」が制定され、この前文で感染症の患者等の人権を尊重することがうたわれました。

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）については、平成30年に改正された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」において、正しい知識の普及啓発や感染者等に対する人権を尊重した医療の提供等の観点から新たな取組の方向性が示されました。

ハンセン病については、令和元年に元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意が示された「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の制定及び「ハンセン病問題基本法」が改正されました。

本県では、関連する県計画※に基づき、患者等個人の意思や人権を尊重するとともに、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発を行ってきました。

※ この項において関連する県計画は以下のとおり

- ・ 広島県感染症予防計画（令和元年改訂）

現状・課題

- 我が国のH I Vの感染者及びエイズ患者の累積報告数は、平成 30 年末の時点で 3 万人を超えました。近年、H I V感染者及びエイズ患者の新規報告数は減少傾向にあるものの、予断は許さない状況です。H I Vは感染を予防することが可能であり、感染した場合も治療法が進歩しています。しかし、エイズ及びH I Vに対する正しい情報が社会に十分浸透せず、感染経路に対する誤解や長期療養に対する正しい認識がなされず、偏見や差別が十分に解消されていません。
- また、ハンセン病は、治療方法が確立し、治癒する病気であるにもかかわらず、誤った認識のために患者・元患者やその家族に対する偏見と差別が未だに残っています。
こうした偏見や差別意識をなくすために、広く県民に正しい情報を提供するなど啓発を行う必要があります。
- 日本国内で令和 2 年に最初の感染者が確認され全国に広がった新型コロナウイルス感染症は、未知の感染症であったため不安や恐怖などを起因として、感染者やその家族・医療従事者等に対する不当な差別、偏見、プライバシー侵害等様々な人権侵害が顕在化しました。このような事例を踏まえれば、特定の感染症に係わらず県民一人ひとりが感染症について正しい知識を持ち、思いやりと良識ある行動が行えるよう啓発を行う必要があります。

取組の方向

感染症の患者、回復者や医療従事者等に対する誤解や偏見・差別を防止するため、感染症についての正しい知識と理解の普及を図ります。

具体的な取組

- H I V感染症について、関係機関と連携し、会議や研修を行うとともに、正しい知識の普及と理解促進のためのイベントを実施します。〔健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当〕
- ハンセン病について、元患者等の社会復帰支援策を講じるとともに、差別、偏見の解消のため正しい知識の普及啓発を行います。〔健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当〕
- 新型コロナウイルス感染症をはじめ新たな感染症に関しても、感染者やその家族・医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を防ぐため、関係課と連携し、タイムリーに正しい知識と理解促進について啓発します。〔環境県民局人権男女共同参画課、健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当〕

- 感染症に係る人権侵害防止のため、正しい知識について、啓発物やイベント等様々な機会を活用した啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課，健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当〕

関連指標	現状	目標	備考
人権侵犯事件数（開始件数） [広島法務局]： 疾病患者に対する差別待遇	0 件 [R 元]	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数 [広島法務局]：疾病患者に対する差別待遇	1 件 [R 元] H I V感染者 0 件 ハンセン病患者 0 件 その他疾病患者 1 件	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より

※ 出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）

(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html)

(9) 刑を終えて出所した人

国では、平成 28 年度に「再犯防止推進法」が施行され、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進する等、再犯防止施策を推進することとされ、同法に基づく「再犯防止推進計画」が推進されています。

本県では、関連する県計画※に基づき、矯正施設退所者の地域定着を支援しているほか、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発を行ってきました。

※ この項において関連する県計画は以下のとおり

- ・ 広島県地域福祉支援計画（令和 2～6 年度）
- ・ 広島県再犯防止推進計画（令和 3～7 年度）

現状・課題

- 内閣府の世論調査※（平成 30 年実施）によると、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う人の割合は、53.5%で、前回（平成 25 年実施）の調査結果 59.1%から減少しており、刑を終えて出所した人に関わることへの不安感・抵抗感は依然として根強い状況にあることから、刑を終えて出所した人に対する県民の関心を高め、理解の促進につながるような取組が必要です。

※ 出典：「再犯防止対策に関する世論調査」（内閣府）

取組の方向

刑を終えて出所した人に対する県民の不安感や抵抗感を軽減し、そうした人の社会復帰を進めるための啓発を行います。

実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

- 再犯防止推進法に基づき、刑を終えて出所した人を含む犯罪・非行をした人の更生支援に係る県計画を策定し、市町への周知や地域における福祉の担い手に対する研修、市町計画における策定の働きかけなどにより、犯罪・非行をした人が抱える生きづらさなどについて、社会の理解促進に取り組みます。〔環境県民局県民活動課〕
- 更生保護への理解を深める取組である「社会を明るくする運動」を関係機関、民間協力者と連携して推進することにより、県民に対し啓発を行います。〔環境県民局県民活動課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントにおいて、刑を終えて出所した人の置かれている状況や支援の必要性等についての啓発資料展示等を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、出所した人に対する理解を深めるための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

関連指標	現状	目標	備考
地方再犯防止推進計画を策定した市町の数 ※他計画との一体的策定を含む	2 市 [R 2]	20 市町 [R 7]	「広島県再犯防止推進計画」より

(10) 犯罪被害者等

国では、平成 16 年に犯罪被害者等の権利利益の保護や施策の基本理念及び国が地方公共団体の責務や実施する施策への国民の協力責務を規定した「犯罪被害者等基本法」が制定されました。また、平成 30 年に「犯給法施行令」等が改正され、支給制限の緩和や給付金額の増額等が図られました。

本県では、関連する県計画※に基づき、犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利や各種利益の保護など、犯罪被害者等の人権擁護に関する啓発を行ってきました。

※ この項において関連する県計画は以下のとおり

- ・「減らそう犯罪」第 5 期ひろしまアクション・プラン（令和 3～7 年）

現状・課題

- 犯罪被害者やその家族は、犯罪などによる直接的な被害にとどまらず、興味本位のうわさや心ない中傷などによる精神的被害やプライバシー侵害など二次的被害に苦しめられることもあります。

また、犯罪の態様によっては捜査機関に被害を届け出ない被害者が相当数存在するほか、支援機関である犯罪被害者等支援窓口を知らない人の割合は約 4 割という状況になっています。

犯罪被害者が置かれた状況に対する県民の理解を深めるための啓発を行うとともに被害の潜在化を防ぎ、必要な支援を受けることができるよう犯罪被害者等支援窓口の周知に取り組む必要があります。

取組の方向

犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利や各種利益が保護されるよう、地域社会において配慮され、尊重され、支えられることの重要性について、県民の理解や共感を深めるための啓発を行います。

具体的な取組

（理解促進）

- 犯罪被害者等が置かれた状況に対する県民の理解を促進するとともに、相談窓口の認知度向上を図るため、犯罪被害者講演会や街頭啓発キャンペーン等を市町や民間支援団体、関係機関と連携して実施します。〔環境県民局県民活動課〕
- 犯罪被害者等支援施策に取り組む意義及び必要性を理解し、犯罪被害者等個々の状況に応じた適切な支援を提供できるよう、行政や関係団体職員等に対し、基礎的知識や具体的な対応の習得を目的とした研修等を実施します。〔環境県民局県民活動課〕

- 犯罪被害者等支援施策に関する情報などを一元的に集約し、犯罪被害者等や支援員等が幅広く活用できるよう県のホームページ上で発信します。〔環境県民局県民活動課〕
- 公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた、公益社団法人広島被害者支援センターに対する助言・指導，財政的支援を行います。〔警察本部警察安全相談課〕
- 「社会全体で被害者を支え，被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた機運の醸成として，犯罪被害者等の人権尊重理念の普及を図るための啓発活動を推進します。〔警察本部警察安全相談課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントにおいて，犯罪被害者等の人権についての啓発資料展示等を行うとともに，人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより，人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

(犯罪被害者等への支援)

- 捜査過程における二次的被害の防止・軽減を目的として，犯罪被害者等が受ける精神的，経済的，身体的被害の軽減を図るための支援活動の充実強化及び国の「犯罪被害者等基本計画」に沿った施策に関する研修を推進します。〔警察本部警察安全相談課〕
- 「犯罪被害者等支援総合窓口」を設置し，犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し，各種支援制度に関する情報提供や専門支援機関の紹介等を行います。特に潜在化しやすい性被害については，専門の相談窓口「性被害ワンストップセンターひろしま」により，安心して相談でき，適切な支援を受けることができる旨の情報提供等を行います。〔環境県民局県民活動課〕

関連指標	現状	目標	備考
犯罪被害者等を支援するための相談体制の認知度	11.2% [R 2]	18.0%以上 [R 7]	「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョン アクションプラン」より

(11) インターネットによる人権侵害

国では，平成 14 年に制定された「プロバイダ責任制限法」で，インターネットなどによる情報の流通によって権利の侵害があった場合，発信者情報の開示を請求できることが規

定されました。あわせて、名誉毀損やプライバシー侵害に該当すると認められるときは、法務省の人権擁護機関による削除要請について記載した「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」も決定されました。

個人情報の取扱いに関しては、平成15年に「個人情報保護法」が制定され、平成27年の改正により、個人情報を取り扱うすべての事業者に同法が平成29年5月から適用されることとなりました。

本県では、「広島県個人情報保護条例」により、県の機関が保有する個人情報の適正な取扱いを規定するなど、個人の権利利益の保護を図るとともに、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発を行ってきました。

現状・課題

○ スマートフォンなどの通信機器の機能向上やSNSの利用者の拡大などにより、インターネットを利用する機会が増加しています。こうした中、利用者側のモラルが求められていますが、インターネット上での個人等に対する誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載など、人権を侵害する事案は後を絶たない状況にあります。

インターネット利用にはルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することの大切さやインターネットによる人権侵害を受けた場合の対処法などについて啓発を行う必要があります。

取組の方向

インターネットを通じた、個人の名誉やプライバシーの侵害を防ぎ、適正なインターネット利用や被害を受けた場合の救済手段の周知啓発を行います。

具体的な取組

- SNSやインターネット掲示板への個人を誹謗中傷する書き込み等に関する県民からの相談に対して必要な助言を行います。また、不正に個人情報を入手するウイルスや偽・詐欺サイト等について、県民に対してホームページ等での情報発信による注意喚起を行います。〔警察本部サイバー犯罪対策課〕
- インターネットを利用したサイバー犯罪の被害を未然に防止するため、県民に対して広報資料の発信及びサイバー犯罪被害防止のための講演・セミナーの開催等、広報啓発活動を実施します。〔警察本部サイバー犯罪対策課〕
- 個人情報保護制度について、個人情報の適正な取扱いを促進するため、県ホームページによる個人情報保護制度に関する情報提供、県民や事業者からの個人情報に関する相談への対応や県職員を対象とした個人情報保護制度についての研修会開催などを行います。〔総務局総務課〕

- 県民を対象とした人権啓発イベントにおいて、インターネットによる人権侵害についての資料展示等を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

関連指標	現状	目標	備考
インターネット掲示板への書き込みをめぐるトラブル等の相談件数	4,433 件 [R 元]	—	「県警本部集計」より

(12) 国及び他団体と協力していく分野

- 北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による日本人拉致問題は重大な人権侵害であり、平成 18 年には国や地方公共団体の責務として拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする「北朝鮮人権侵害対処法」が施行されました。

本県では、北朝鮮当局による拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を行ってきました。

現状・課題

- 現在においてもこの問題は解決されておらず、長年にわたり拉致被害者等への人権侵害は続いています。拉致問題を早期に解決するため、拉致問題に関する幅広い国民世論の形成を行っていかねばなりません。

取組の方向

北朝鮮当局による拉致問題等は重大な人権侵害であり、一日も早く解決すべき課題であることについて、県民の関心と認識を深めていきます。

具体的な取組

- 北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12 月 10 日から 12 月 16 日）を中心に、国・市町との共催による映画上映などの人権啓発イベントや国作成ポスターの掲示、県ホームページ、SNS など様々な媒体を活用した啓発活動を実施します。〔地域政策局国際課、警察本部外事課〕

- 北朝鮮による拉致問題に対する県民の関心と認識を深めるため、県民を対象とした人権啓発のイベントにおいて資料展示やDVD上映などを実施するとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布等を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

関連指標	現状	目標	備考
人権侵犯事件数（開始件数） [広島法務局]： 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	0件 [R元]	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数 [広島法務局]：北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	0件 [R元]	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より

※ 出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）

(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html)

○ アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、ユカラ（神謡）などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、令和元年に「アイヌ施策推進法」が施行されました。

本県では、アイヌの人々について正しい理解と認識を深めるための啓発を行ってきました。

現状・課題

- 本県は、地理的な関係等から、アイヌの人々について理解や知識を深める機会が十分あるとはいえない状況にあるため、人権啓発のイベントの場や人権啓発冊子配布等の機会を活用し、アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくすための啓発が必要です。

取組の方向

先住民族であるアイヌの人々について、歴史や文化を含めた正しい知識を啓発します。

具体的な取組

- アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい理解と認識を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指す国の方針を踏まえ、適宜関係団体と協力しながら、県民を対象とした人権啓発イベントでのアイヌの人々についてのDVD上映や啓発資料展示等を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

関連指標	現状	目標	備考
人権侵犯事件数（開始件数） [広島法務局]： アイヌの人々に対する差別待遇	0件 [R元]	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数 [広島法務局]：アイヌの人々に対する差別待遇	0件 [R元]	—	「人権侵犯事件統計」（法務省）より

※ 出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）

(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html)

第3章 効果的な啓発の実施

1 プランの推進体制

広島県人権教育・啓発指針（平成14年5月14日決定）に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、広島県人権施策推進協議会※1における人権啓発活動の企画・実施や情報共有、意見交換などを行うとともに、市町、広島県人権啓発活動ネットワーク協議会※2と連携・協力します。

※1 広島県人権施策推進協議会：庁内の部局及び行政委員会で構成された組織

※2 広島県人権啓発活動ネットワーク協議会：広島法務局，広島県，広島市，広島県人権擁護委員連合会，社会福祉法人広島県社会福祉協議会及び社会福祉法人広島市社会福祉協議会で構成された組織

2 効果的な啓発方法

(1) 情報の共有と活用

広島県人権施策推進協議会等の場で共有した人権啓発の情報を元に，好事例を活用することで取組内容を充実させていきます。

また，県政世論調査などの統計データを活用し，県民の関心について「女性」と「子供」など関係性が強い課題同士や，関心が高い課題と比較的低い課題や新たな課題について，啓発の実施内容・時期・対象などの組み合わせを行うことで，効果的・効率的に理解を深めてもらうような取組を進めていきます。

(2) 人権課題全般の周知

県民が親しみをもって参加できる人権啓発のためのイベントの実施や，人権全般を対象とした冊子の作成，配付など，幅広く各種の人権課題を扱った啓発活動を実施することで，県民の人権課題全般に対する関心や理解の底上げを図るための啓発を行います。

3 人材育成

(1) 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

県職員に対しては，「広島県人権問題職場研修実施要綱」に基づき職場研修を実施するとともに，広島県自治総合研修センターにおいても人権に関する研修を実施します。

市町職員，教職員，警察職員，消防職員，医療・保健・福祉関係者などに対しては，それぞれが実施する研修等のための教材やプログラムを提供するなど各実施主体による取組に対して支援します。

また，研修の教材への活用など人権啓発を効果的に推進するため，先進的な人権啓発の取組を行っている国，都道府県，大学などの取組内容・手法に関して調査・研究を行います。

(2) 担当者育成のための研修等

人権啓発に当たっては，地域・職域に密着したきめ細かな活動や，人権啓発を推進していく担当者の育成が重要であるため，市町，民間企業などの事業所で人権啓発を担当する職員を対象に，必要な知識を習得するための研修会を実施し，その育成に努めます。

また，効果的な人権啓発を推進するため，人権に関する文献や資料等の整備・充実に努めるとともに，県のホームページなど様々な機会を活用して，人権啓発DVDの貸出や冊子の紹介を行うなど，利用の促進を図ります。

4 多様な手法や時機を捉えた啓発

県民に対して、より効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるため、新聞・雑誌・テレビ・ラジオのマスメディアやホームページ、ソーシャルメディアなどを積極的に活用するとともに、地元のスポーツチームと連携した広報活動など、多様な手法による啓発を継続的に粘り強く実施します。

また、社会的情勢の大きな変化や新たに発生する課題については、的確に状況の把握を行い、関係部署と連携して速やかに対応するなど、時機を捉えた啓発を行います。

5 フォローアップ及び見直し

本プランに基づく施策について、モニタリング指標・関連指標や取組実績により実施状況を毎年度点検し、その結果をとりまとめ県ホームページ等において県民に公表します。併せて広島県人権施策推進協議会において、点検で判明した課題や取組実績等を共有し、課題の改善に向けた対応や好事例の活用など、本計画のフォローアップを行っていきます。

また、社会情勢の変化や国際的潮流の動向などを考慮し、新たな課題についても適切に対応する必要があることから、適宜、状況を踏まえながら、それぞれの取組に反映していきます。

三原市人権教育・基本計画

発行年月 令和7（2025）年4月
発行 三原市生活環境部人権推進課
〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号
TEL 0848-67-6044
協力 三原市人権施策推進協議会